



# 高萩市子ども計画



( 計画期間 令和7年度から令和11年度 )

令和7年3月 茨城県高萩市





ごあいさつ

高萩市長 大部 勝規

本市では、これまで「子ども・子育て関連3法」に基づき、「萩っ子・子育て支援事業計画」を策定し、本市の子育て環境の実情に即した教育や保育の提供及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子どもの最善の利益」が保障され、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目標に、子どもを取り巻く課題に真摯に向き合い施策に取り組んでまいりました。

このたび、地域が抱える課題を踏まえつつ、心と身体の発達過程にある「こども」を取り巻く状況にも対応するため、国から示された「こども大綱」を勘案し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた『高萩市こども計画』を策定いたしました。

本計画では、「明日へつなげよう 萩っ子の弾む声」を基本理念として、ライフステージごとにこどもに寄り添う環境づくりや、こどもをだれひとり取り残さない地域づくり、子育て当事者が前向きで楽しく子育てに向き合える環境づくりを目指してまいります。

本計画の推進にあたっては、すべての市民とこどもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、こどもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることは非常に重要であります。本市では、庁内関係各課、教育・福祉・保健医療の関係者等との連携を図りながら、計画に掲げた事業・施策の総合的な実施に全力で取り組んでまいりますので、皆様におかれましては、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、審議に御尽力いただきました高萩市萩っ子・子育て会議の委員の皆様をはじめ、計画策定に向け御協力をいただきました市民の皆様、関係機関の方々に心よりお礼を申し上げます。

令和7年3月



# 目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ等	3
3	計画の期間	7
4	計画の対象	7
5	計画の考え方	8
6	計画の策定体制	9
第2章	こども・若者を取り巻く現状	11
1	統計データ	12
2	将来人口	20
3	アンケート調査	23
4	第2期菖っ子・子育て支援事業計画の検証	32
5	子ども計画策定に向けた課題	35
第3章	計画の基本的な方針	37
1	計画の基本理念	38
2	こども大綱を踏まえた方針	38
3	施策の体系	39
4	成果指標	40
第4章	施策の展開	41
視点1	ライフステージ別の取組	42
視点2	ライフステージを通じた取組	55
視点3	子育て当事者への支援に関する取組	71
第5章	第3期菖っ子・子育て支援事業計画	79
1	幼児期の教育と保育の提供区域	80
2	教育・保育にかかる量の見込み	83
3	教育・保育環境の充実に向けた取組	88
4	地域子ども・子育て支援事業 量の見込みと確保方策	89
第6章	計画の推進	107
1	計画の推進体制	108
2	計画の進捗管理	108
3	計画の周知及び広報	108
4	SDGsの推進	109
資料編		111



# 第1章

## はじめに

# Ⅰ 計画策定の趣旨

国は平成 24（2012）年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を成立させ、これに基づき自治体ごとに、子どもを取り巻く環境の変化や子育て世代のニーズの変化に対応するため、平成 27（2015）年を初年度とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さらに令和 2（2020）年には「第 2 期子ども・子育て支援計画」が策定され、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」等に取り組んできました。

このような状況の中、家庭や地域を取り巻く環境は、核家族化が進んでおり、少子化の進行に歯止めがかからず、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化等により、子育てに対する不安軽減、仕事と子育ての両立支援等、多様なニーズへの対応が求められている状況が依然として続いています。

また、令和元年より新型コロナウイルス感染症の拡大による影響として、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクの高まりや低所得の子育て世帯への対応等が求められています。

そのような中、令和 4（2022）年 6 月には、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする「こども家庭庁の設置」がなされ、さらにこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が成立しました。

令和 5（2023）年 4 月に「こども基本法」が施行され、各自治体においては同年 12 月に閣議決定された「こども大綱」に基づいた「こども計画」を策定することが努力義務となりました。

本市においては、平成 27（2015）年度に「第 1 期高萩市萩っ子・子育て支援事業計画」、令和 2（2020）年度に「第 2 期高萩市萩っ子・子育て支援事業計画」を策定し、本市の子育て環境の実情に即した教育や保育の提供及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目標とした取組を推進してきました。

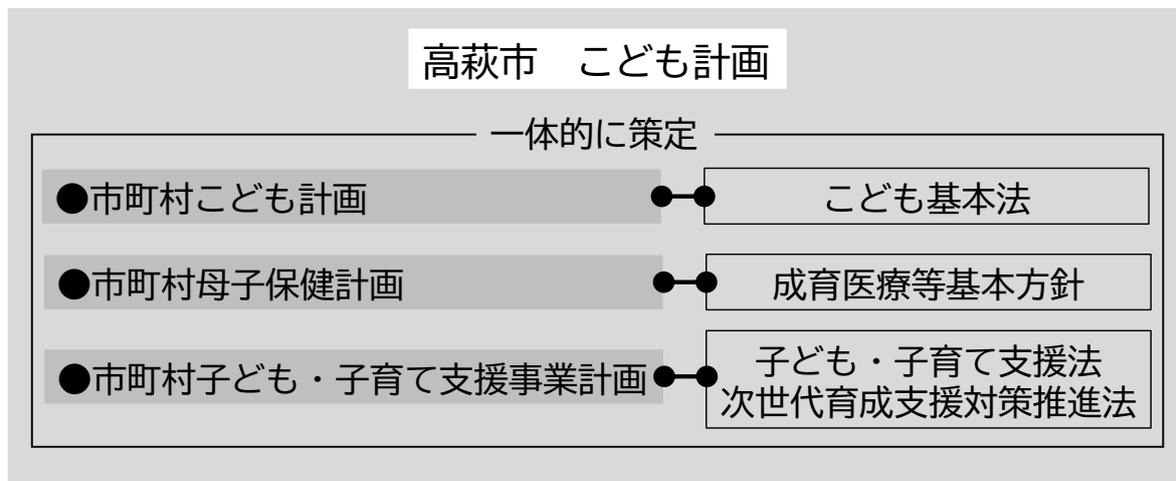
そのような中、本市においても、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども大綱」の基本的な方針を勘案した「高萩市こども計画」を策定する運びとなりました。また、本計画は第 2 期高萩市萩っ子・子育て支援事業計画の理念や施策を引き継いだ「第 3 期高萩市萩っ子・子育て支援事業計画」及び「母子保健計画」を一体的に策定しています。

## 2 計画の位置づけ等

### (1) 法的位置づけ

本計画はこども基本法第10条に基づき、こども大綱を勘案した「市町村こども計画」として策定するものです。

また、一体的に策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定され、地域における子育ての支援等の取組については、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき策定されるものです。「市町村母子保健計画」については、成育基本法に基づいた成育医療等基本方針に基づき策定されるものです。



### ■こども基本法

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5（2023）年4月に施行されたものです。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

#### 子どもの権利条約 4つの原則

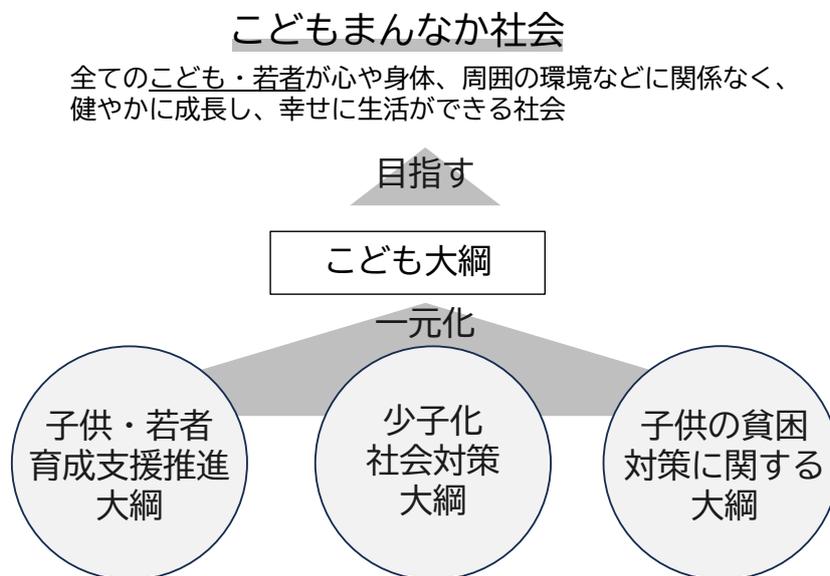
1. 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ、成長できること）
2. 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
3. 子どもの意見を尊重（意見を表明し参加できること）
4. 差別の禁止（差別のないこと）

## こども施策の6つの基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できたりすること。
4. すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

### ■こども大綱

こども大綱は、こども基本法に基づき、これまで別々に推進されていた3つの大綱を一元化し、重要事項を定めたもので、「こどもまんなか社会の実現」を目指すものです。概ね5年後を目途に見直されます。



※こども：「心身の発達 の過程にある者」（「こども」表記の判断基準について資料 R4.9.15 こども家庭庁）

※若者：思春期、青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者）。（子供・若者育成支援推進大綱 R3.4）

## ■本計画の根拠法

本計画に関連する根拠法は次のとおりです。

### こども基本法

#### 第10条 第2項

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### 第10条 第5項

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

### 子ども・若者育成支援推進法

第9条 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画「市町村子ども・若者計画」を定めるよう努めるものとする。

### こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

第10条 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

### 成育医療等基本方針に基づく計画策定指針

#### 第1 成育医療等基本方針に基づく計画策定指針について

地方公共団体は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号。以下「成育基本法」という。)第3条に規定する基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務があり、そのための方策として、例えば、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(令和5年3月22日閣議決定。以下「成育医療等基本方針」という。)を踏まえた計画(以下「成育医療等に関する計画」という。)を策定し、実施することが想定される。

## 子ども・子育て支援法

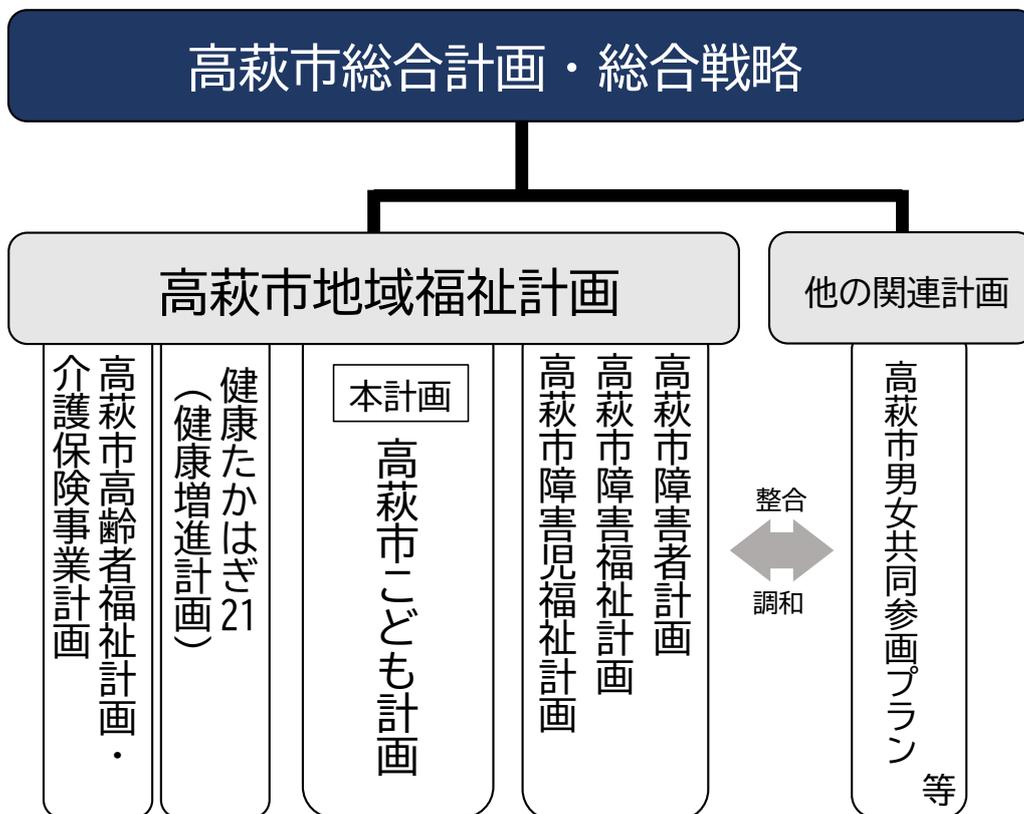
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

## 次世代育成支援対策推進法

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

## （２）計画の位置づけ

本計画の位置づけは、高萩市地域福祉計画を上位計画として、こども施策に関連する福祉分野の計画等と一体的に実施し、その他の関連計画等との調和・整合を図っていくものです。



### 3 計画の期間

こども大綱の見直しが5年ごとであることを踏まえ、本計画の計画期間を5年（令和7（2025）年度～11（2029）年度）とします。

西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
和暦	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期 萩っ子・子育て支援事業計画						第3期 萩っ子・子育て支援事業計画				
							第1期 こども計画			

一体的に策定

### 4 計画の対象

本計画の対象及びそれぞれの定義は次のとおりです。

本計画における対象の定義

こども：概ね0～30歳程度で心と身体の発達過程にある人

子ども：概ね0～18歳で法令に基づいた施策等での設定

萩っ子：人や自然の触れ合いから感じ取る力、読み取る力「感性」を備え、伝統と文化を尊重し、本市の歴史を理解する「郷土性」を併せ持つ子

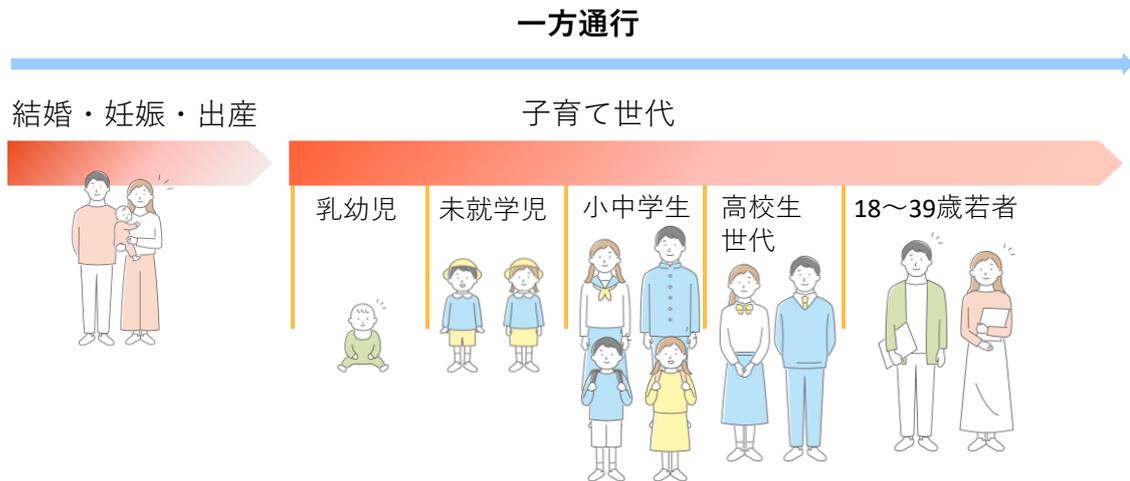
思春期：中学生年代～18歳頃

青年期：18歳頃～概ね30歳未満

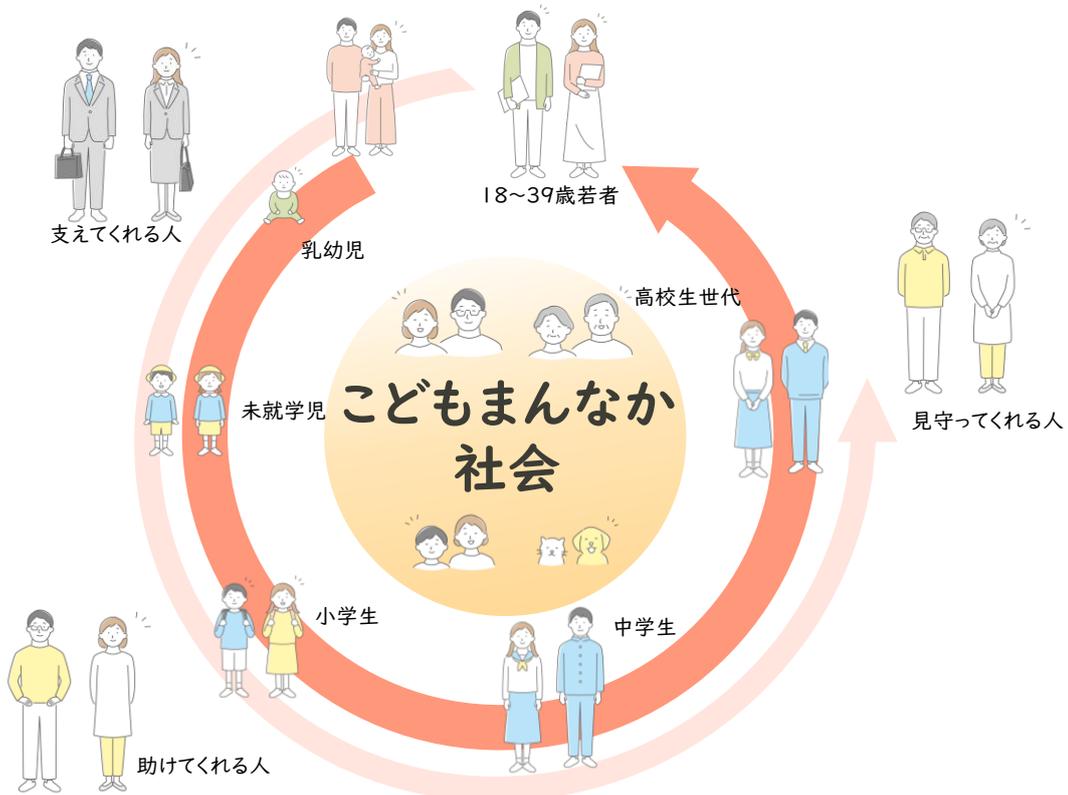
若者：思春期及び青年期の者、取り組みによっては30歳代も含む

## 5 計画の考え方

本計画は、結婚・妊娠・出産の支援や0歳（乳児）から30歳代の若者を対象としますが、これらは一方通行ではなく、めぐる計画として捉え、こどもまんなか社会を目指して推進していきます。



## めぐる計画 こども計画



## 6 計画の策定体制

### (1) 高萩市萩っ子・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者、学識経験者、教育・保育や福祉・保健・医療といった子育て支援に関わる団体の代表者等からなる「高萩市萩っ子・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

### (2) 計画策定に伴う「高萩市こども計画アンケート調査」

計画策定に伴う基礎資料とするため、「高萩市こども計画アンケート調査」によって得られた市民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況、また小中学生や若者の意向等を本計画の策定に反映しています。

### (3) パブリックコメントの実施

市民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。



## **第2章**

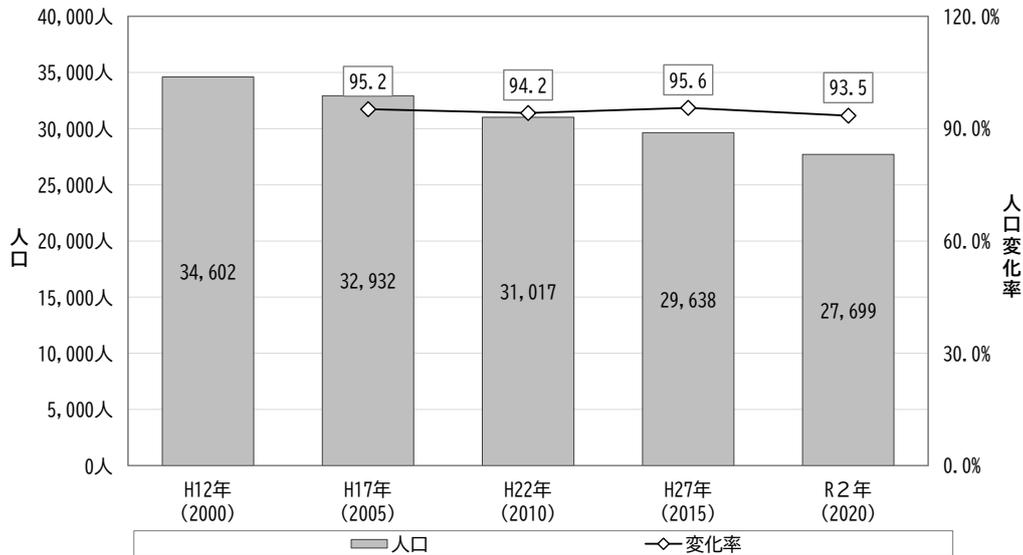
# **こども・若者を取り巻く現状**

# Ⅰ 統計データ

## (1) 人口と世帯

総人口は、平成12(2000)年の34,602人から令和2(2020)年の27,699人と、20年間で6,903人(19.9%)減少しています。5年後の変化率をみると、4.4~6.5%の変化率となっており、1年間に1%程度減少しています。

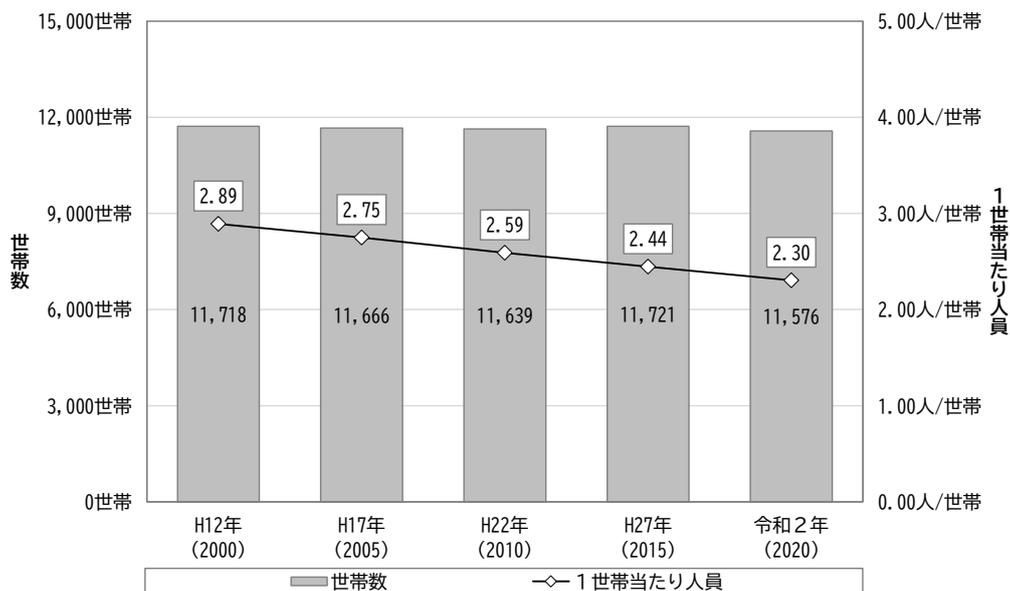
人口と人口変化率の推移



出典：総務省「国勢調査」  
※変化率は、5年間の変化率

一般世帯数は、ほぼ横ばいで推移し、令和2(2020)年に11,576世帯となっています。一方で1世帯当たり人員は、減少傾向で推移し、平成12(2000)年の2.89人/世帯から令和2(2020)年の2.30人/世帯と0.59人/世帯減少しており、核家族化が進行しています。

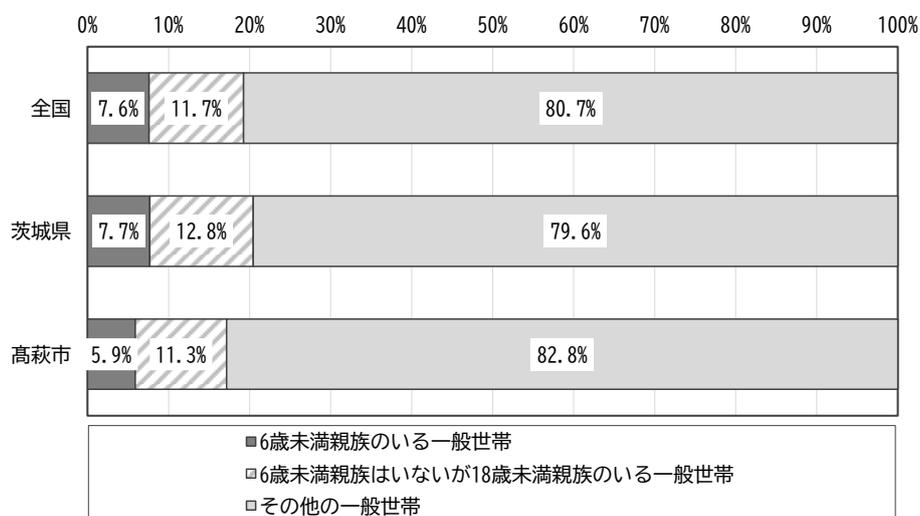
一般世帯数と1世帯当たり人員の推移



出典：総務省「国勢調査」

一般世帯の状況は、「6歳未満親族がいる一般世帯」及び「6歳未満親族はいるが18歳未満の親族がいる一般世帯」とともに、全国や県よりも低くなっています。

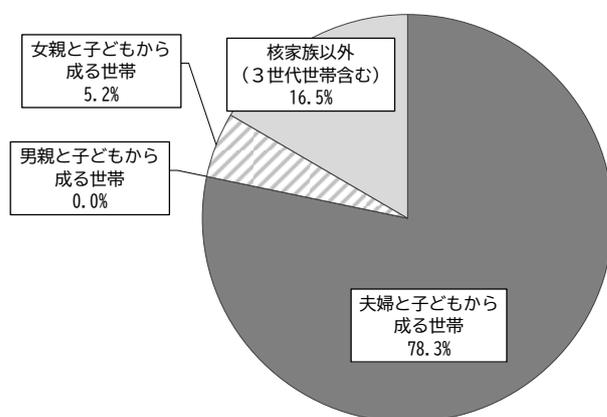
一般世帯の状況



出典：総務省「国勢調査（R2年）」

6歳未満がいる世帯構造は、「夫婦と子どもから成る世帯」が78.3%、「女親と子どもから成る世帯」5.2%、「核家族以外（3世代世帯含む）」が16.5%となっており、「男親と子どもから成る世帯」は0.0%となっています。

6歳未満がいる世帯の構造（親族のみ世帯）

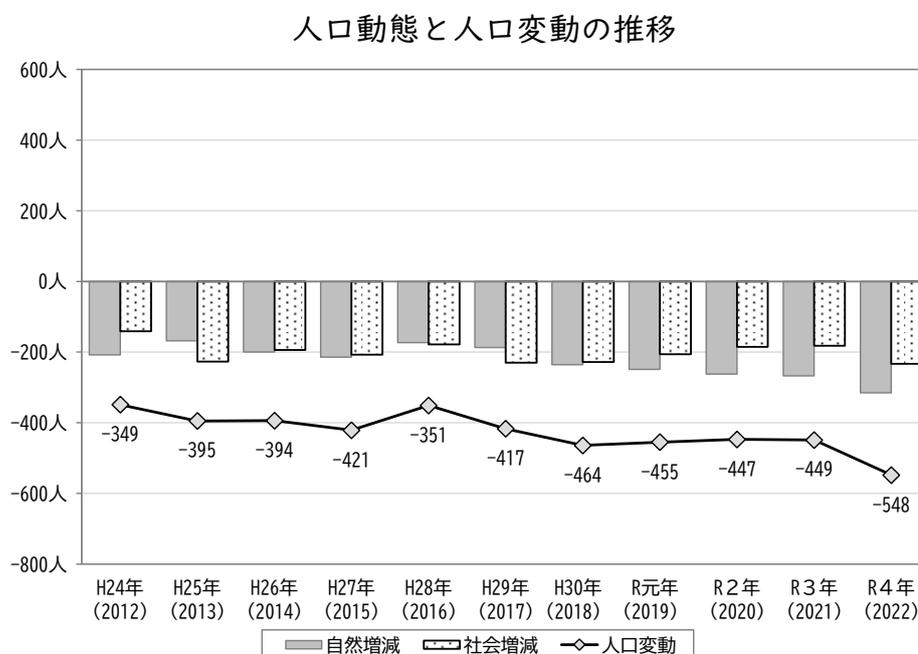


	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	11,576	26,673	874
6歳未満がいる世帯（親族のみ世帯）	677	2,807	870
核家族	565	2,177	722
夫婦と子どもから成る世帯	530	2,076	683
男親と子どもから成る世帯	-	-	-
女親と子どもから成る世帯	35	101	39
核家族以外（3世代世帯含む）	112	630	148

出典：総務省「国勢調査」

## (2) 人口動態

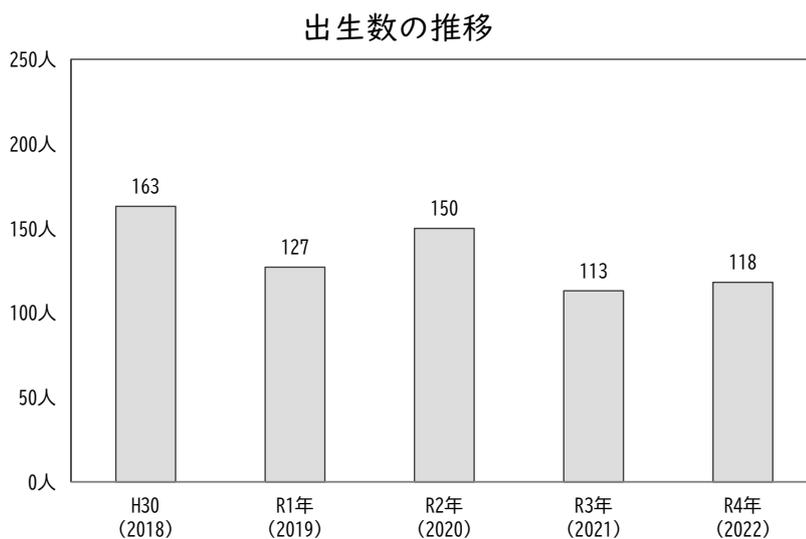
平成 24 (2012) 年から一貫して、自然動態及び社会動態ともに減少で推移しています。人口変動は、令和 3 (2021) 年まで-350 人から-470 人程度で推移していましたが、令和 4 (2022) 年に-548 人となっています。



出典：茨城県「常住人口調査年報」

## (3) 出生

出生数は 110 人から 160 人程度で推移しており、令和 4 (2022) 年は 118 人となっています。

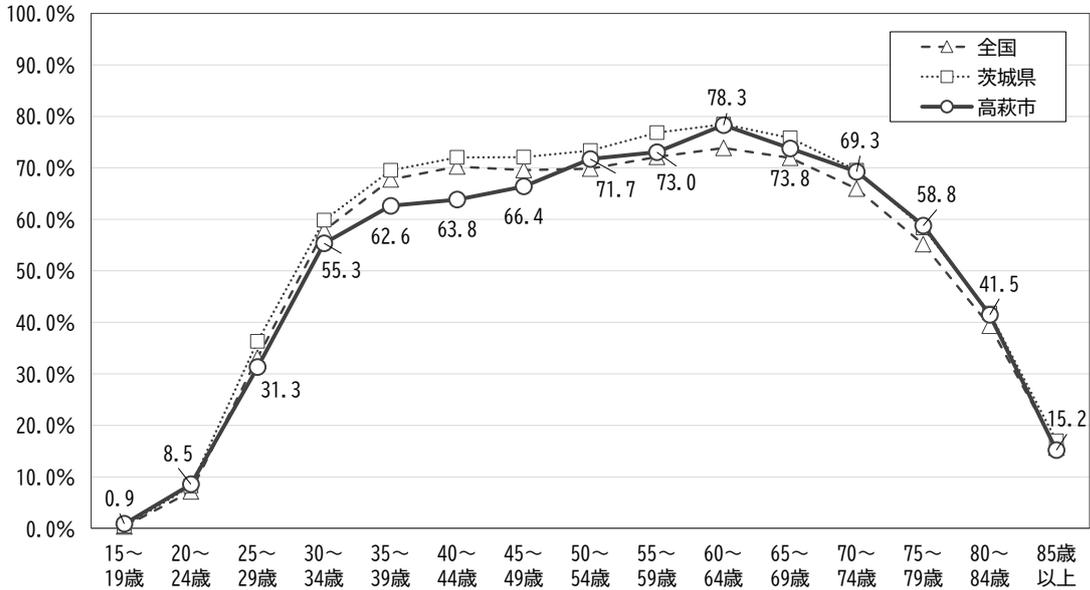


出典：厚生労働省「人口動態統計」

## (4) 結婚

女性の有配偶率は、子育て世代の25歳～49歳で、全国や県の水準よりも低くなっています。

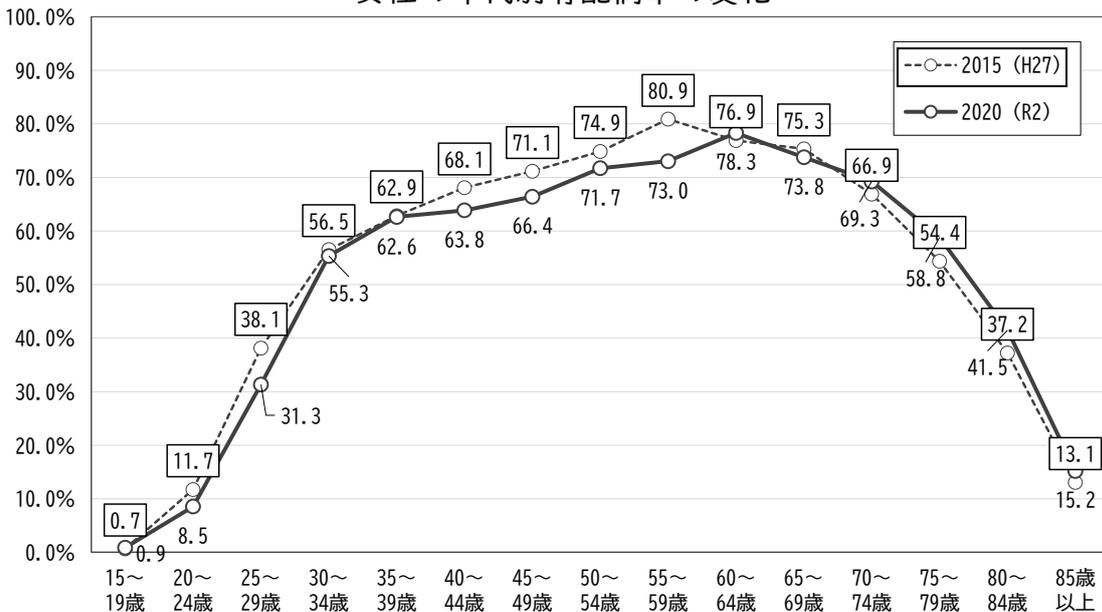
### 女性の年代別有配偶率



出典：総務省「国勢調査」

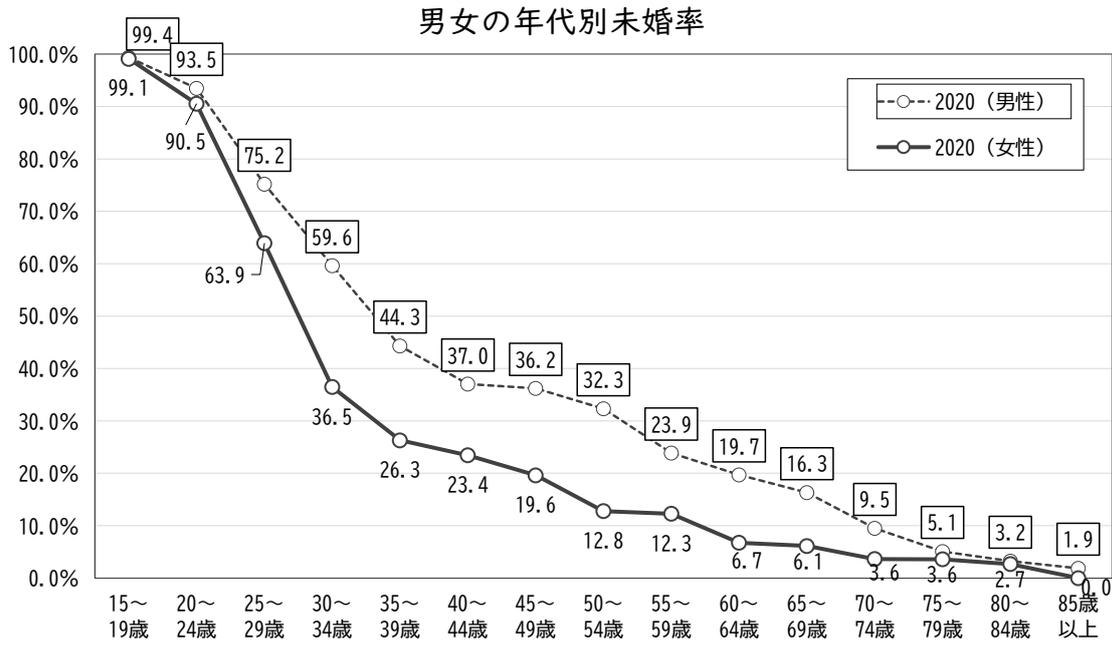
女性の有配偶率の変化は、子育て世代を含む15～59歳で平成27（2015）年よりも減少しています。

### 女性の年代別有配偶率の変化



出典：総務省「国勢調査」

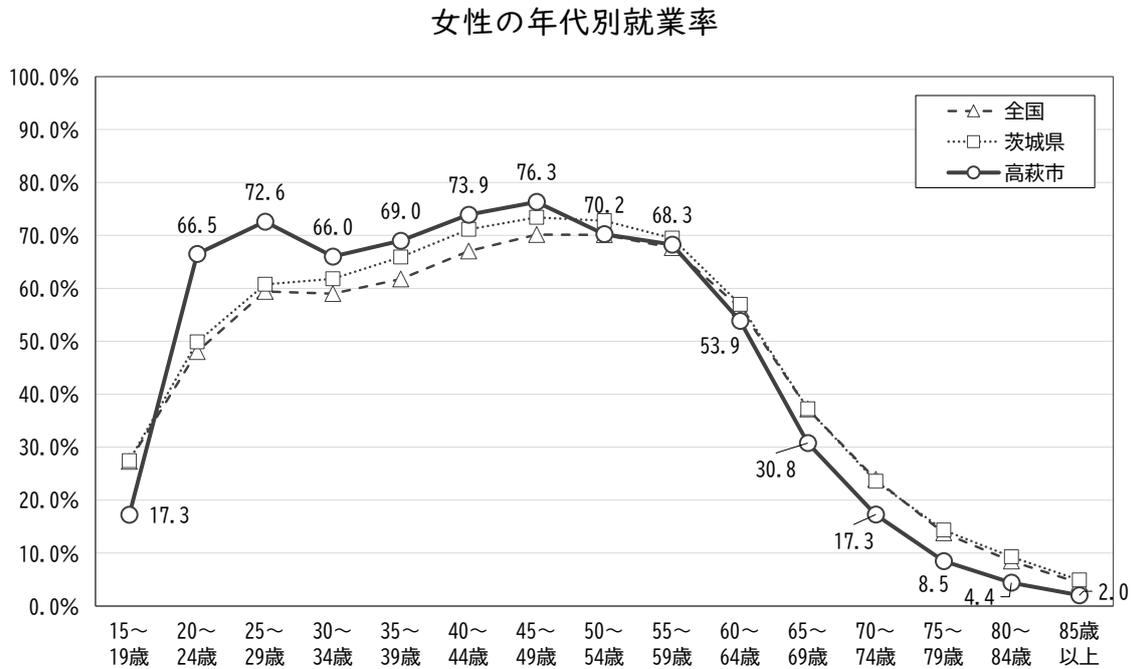
男女の未婚率は、女性と比較して男性の未婚率が高くなっています。



出典：総務省「国勢調査」

## (5) 就業

女性の年代別就業率は、20～49歳で全国や県より高い水準となっています。



出典：総務省「国勢調査」

## (6) 教育

幼保連携型認定こども園は、令和4（2022）年度に3箇所となり、定員数も2倍程度の445人となっています。入所者数は、令和4（2022）年度から360～380人程度となっています。

幼保連携型認定こども園の状況

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
施設数（箇所）	1	1	3	3	3
定員数（人）	210	210	445	445	445
入所者数（人）	201	202	387	379	366
うち0歳児	8	8	9	14	9
うち1歳児	27	18	49	42	48
うち2歳児	35	34	53	61	50
うち3歳児	48	52	83	80	89
うち4歳児	40	49	94	88	84
うち5歳児	43	41	99	94	86

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

認可保育所は、令和4（2022）年度に2箇所となり、定員数も1/3程度の120人となっています。入所者数は、令和4（2022）年度から100～115人程度となっています。

認可保育所入所児童数の状況

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
施設数（箇所）	4	4	2	2	2
定員数（人）	300	300	120	120	120
入所者数（人）	278	268	108	115	99
うち0歳児	16	13	5	5	1
うち1歳児	42	34	13	16	16
うち2歳児	49	43	17	22	17
うち3歳児	54	58	24	19	23
うち4歳児	63	58	26	26	19
うち5歳児	54	62	23	27	23

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

幼稚園は、令和4（2022）年度に2箇所、令和5（2023）年度からは1箇所（秋山幼稚園のみ）となっています。定員数は160人となっているものの、入所者数は、令和6（2024）年度には15人となっています。

令和7（2025）年度からは秋山幼稚園がたかはぎ認定こども園と統合となり、市内の幼稚園は0箇所となります。

幼稚園の状況

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
施設数（箇所）	4	4	2	1	1
定員数（人）	640	640	280	160	160
入所者数（人）	109	85	41	25	15
うち3歳児	26	18	8	4	1
うち4歳児	27	37	11	10	4
うち5歳児	56	30	22	11	10

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

市内の待機児童は令和2（2020）年度以降、0人で推移しています。

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
待機児童数(人)	0	0	0	0	0
うち0歳児	0	0	0	0	0
うち1歳児	0	0	0	0	0
うち2歳児	0	0	0	0	0
うち3歳児	0	0	0	0	0
うち4歳児	0	0	0	0	0
うち5歳児	0	0	0	0	0

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

小学校は市内に4校となっています。児童数は、令和2（2020）年度の1,212人から令和6（2024）年度には1,046人と166人（13.7%）減少しています。

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
学校数(校)	4	4	4	4	4
学級数(学級)	54	54	54	55	52
在校児童数(人)	1212	1156	1115	1090	1046
うち1年生	197	176	166	175	153
うち2年生	193	194	175	168	175
うち3年生	202	191	188	172	165
うち4年生	201	199	191	190	173
うち5年生	193	204	194	192	191
うち6年生	226	192	201	193	189

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

放課後児童クラブは市内に8クラブとなっています。定員数は380人となっている中、利用登録児童数は、定員内に収まっているものの、年々増加傾向にあります。

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
クラブ数(クラブ)	8	8	8	8	8
定員数(人)	380	380	380	380	380
利用登録児童数(人)	310	336	354	365	375
うち低学年	226	241	253	253	262
うち高学年	84	95	101	112	113

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

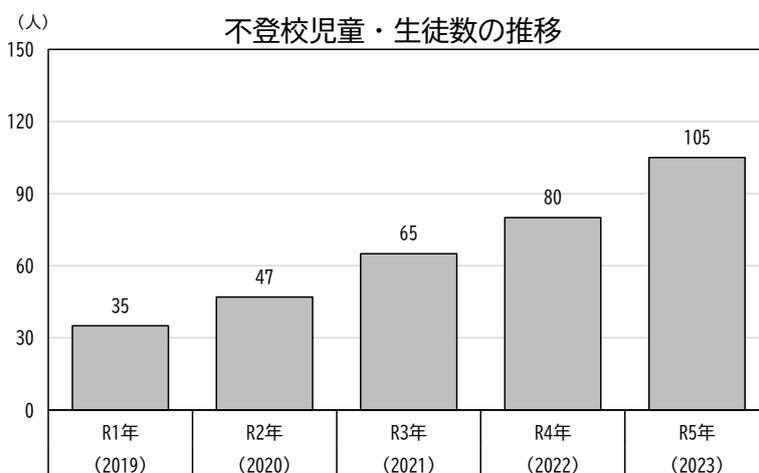
中学校は市内に3校となっています。生徒数は、令和2（2020）年度の602人から令和6（2024）年度には557人と45人（7.5%）減少しています。

中学校生徒数の状況

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
学校数(校)	3	3	3	3	3
学級数(学級)	26	26	26	25	24
在校生徒数(人)	602	595	593	583	557
うち1年生	201	211	183	188	183
うち2年生	183	201	211	183	190
うち3年生	218	183	199	212	184

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

市内の小中学生の不登校数は、年々増加傾向となっており、令和5（2023）年度は105人と令和元（2019）年比較で3倍の人数となっています。いじめの重大事態発生件数は、令和元（2019）年以降0件で推移しています。



いじめの重大事態発生件数

	R1年 (2019)	R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)
発生件数	0	0	0	0	0

出典：高萩市教育委員会（各年度3月31日時点）

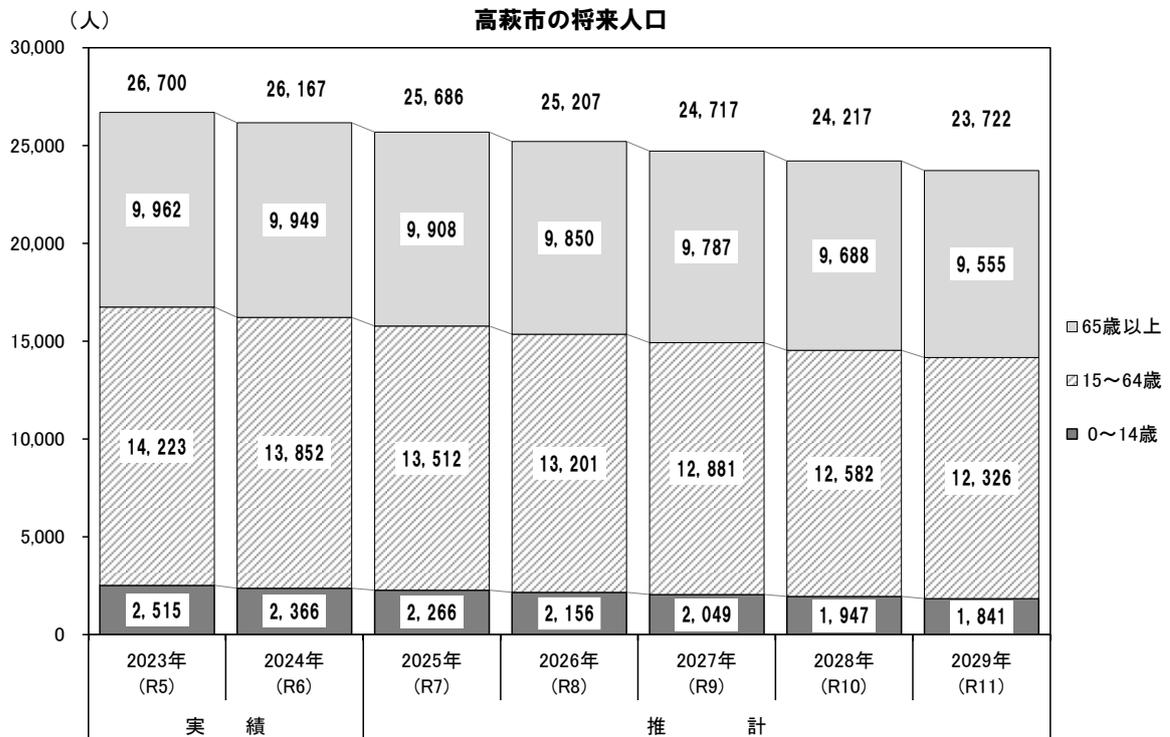
## 2 将来人口

### <推計方法>

令和元（2019）年から令和6（2024）年の住民基本台帳（各年4月1日）における実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

### （1）高萩市の将来人口

高萩市の総人口は今後減少傾向で推移し、令和6（2024）年の26,167人から令和11（2029）年には23,722人にまで減少する見込みです。



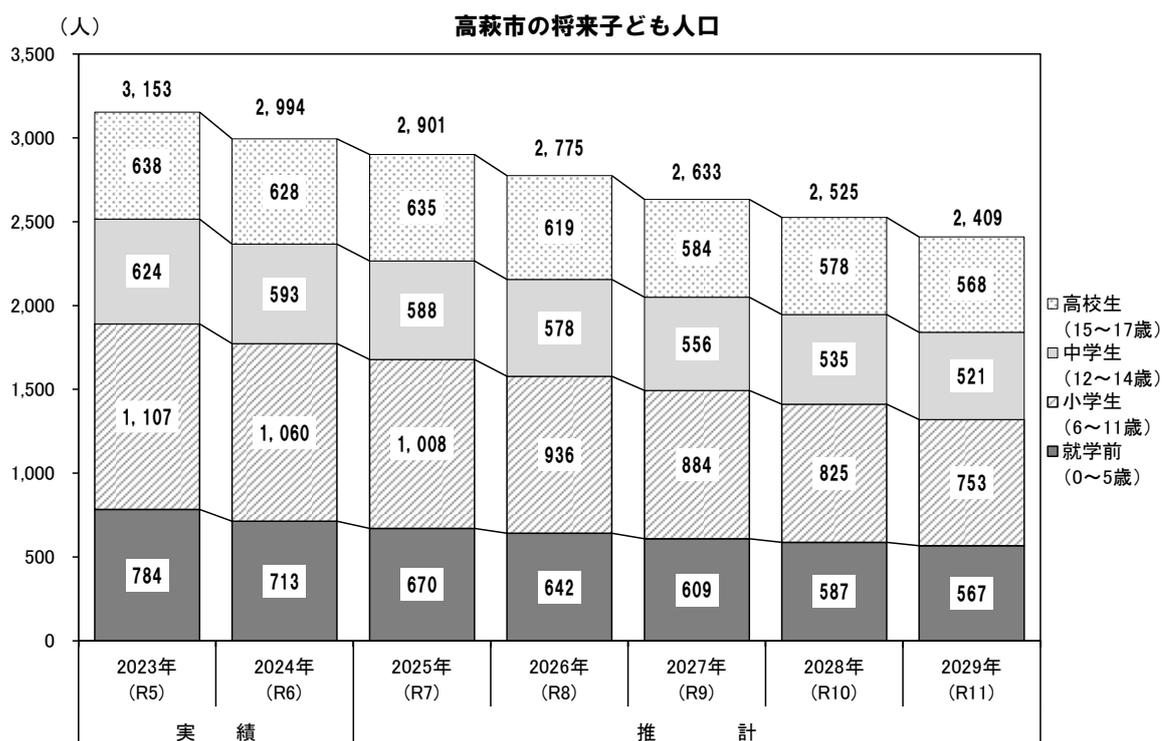
	実 績		推 計				
	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
総 数	26,700	26,167	25,686	25,207	24,717	24,217	23,722
0～14歳	2,515	2,366	2,266	2,156	2,049	1,947	1,841
15～64歳	14,223	13,852	13,512	13,201	12,881	12,582	12,326
65歳以上	9,962	9,949	9,908	9,850	9,787	9,688	9,555
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	9.4%	9.0%	8.8%	8.6%	8.3%	8.0%	7.8%
15～64歳	53.3%	52.9%	52.6%	52.4%	52.1%	52.0%	52.0%
65歳以上	37.3%	38.0%	38.6%	39.1%	39.6%	40.0%	40.3%

※実績は住民基本台帳（各年4月1日時点）

## 2. 高萩市の将来子ども人口

高萩市の将来の子ども人口（0～17歳）については、減少傾向で推移し、令和6（2024）年の2,994人から令和11（2029）年には2,409人と、5年間で585人（19.5%）程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、713人から567人と146人（20.5%）程度の減少、小学生（6～11歳）については1,060人から753人と307人（29.0%）程度の減少、中学生（12～14歳）については593人から521人と72人（12.1%）程度の減少、高校生（15～17歳）については628人から568人と60人（9.6%）程度の減少がそれぞれ見込まれます。



	実績		推計				
	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
子ども人口	3,153	2,994	2,901	2,775	2,633	2,525	2,409
就学前 (0～5歳)	784	713	670	642	609	587	567
0～2歳	366	319	306	295	306	294	284
3～5歳	418	394	364	347	303	293	283
小学生 (6～11歳)	1,107	1,060	1,008	936	884	825	753
低学年 (6～8歳)	525	501	471	414	388	359	343
高学年 (9～11歳)	582	559	537	522	496	466	410
中学生 (12～14歳)	624	593	588	578	556	535	521
高校生 (15～17歳)	638	628	635	619	584	578	568
子ども人口の対人口比	11.8%	11.4%	11.3%	11.0%	10.7%	10.4%	10.2%

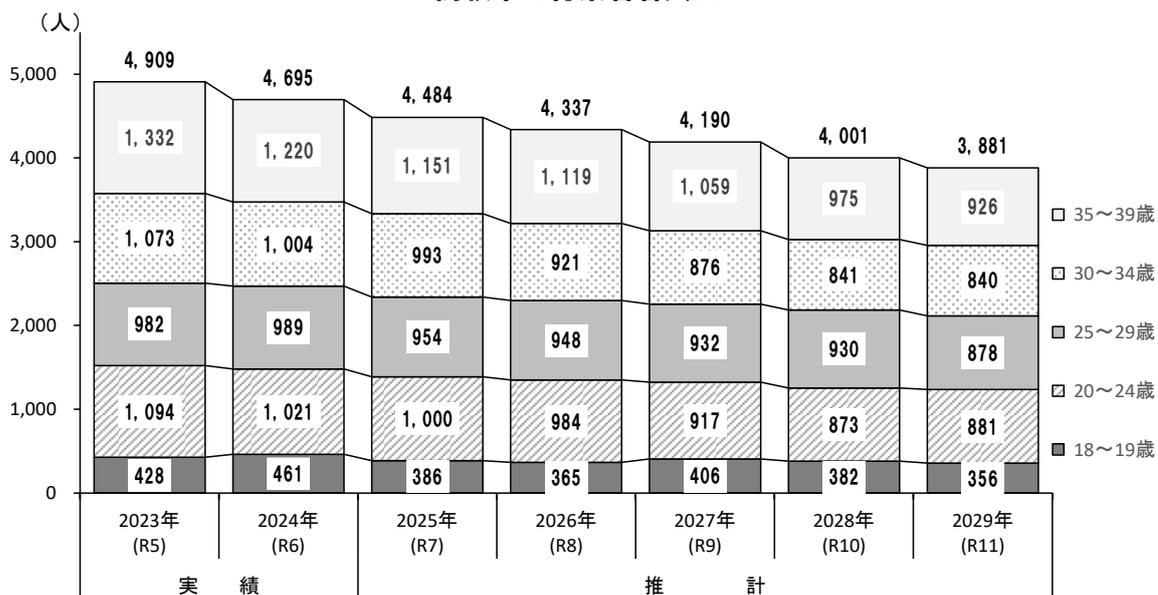
※実績は住民基本台帳（各年4月1日時点）

### 3. 高萩市の将来若者人口

高萩市の将来の若者人口(18~39歳)については、減少傾向で推移し、令和6(2024)年の4,695人から令和11(2029)年には3,881人と、5年間で814人(17.3%)程度減少する見込みです。

このうち、18~19歳については、461人から356人と105人(22.8%)程度の減少、20~24歳については1,021人から881人と140人(13.7%)程度の減少、25~29歳については989人から878人と111人(11.2%)程度の減少、30~34歳については1,004人から840人と164人(16.4%)の減少、35~39歳については、1,220人から926人と294人(24.1%)の減少が、それぞれ見込まれています。

高萩市の将来若者人口



	実績		推計				
	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
若者人口	4,909	4,695	4,484	4,337	4,190	4,001	3,881
18~19歳	428	461	386	365	406	382	356
20~24歳	1,094	1,021	1,000	984	917	873	881
25~29歳	982	989	954	948	932	930	878
30~34歳	1,073	1,004	993	921	876	841	840
35~39歳	1,332	1,220	1,151	1,119	1,059	975	926
若者人口の人口比	18.4%	17.9%	17.5%	17.2%	17.0%	16.5%	16.4%

※実績は住民基本台帳(各年4月1日時点)

### 3 アンケート調査

#### (1) 調査の概要

##### ①調査の目的

「こどもまんなか社会」の実現を目指すため「こども計画」策定に向けて、保護者や小学生等に対して、子育て家庭の生活状況とともに、こどもの環境に係るご意見・ご要望を伺う調査を実施しました。調査結果については、計画策定のための基礎資料とします。

##### ②調査対象及び調査の方法等

調査対象及び調査の方法は次のとおりです。対象は未就学児保護者、小中学生保護者、小学生、中学生、若者（17歳の年代）を対象とした5種類のアンケートを実施しました。

回収状況及び配布方法等は次のとおりです。

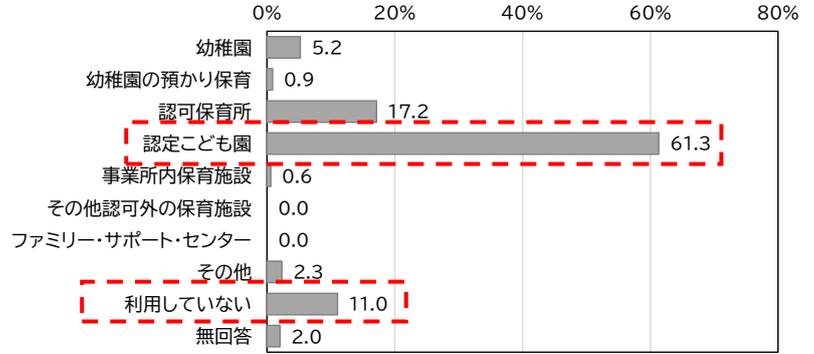
No.	対象	調査対象者数・ 回収状況	配布・回収方法	配布・回収 期間
1	未就学児保護者	対象者数 654 回収数 344 回収率 52.6%	【配布】：保育園での配布 (一部はがきによる案内) 【回収】：WEB	2024年 5月27日 ～ 6月14日
2	小中学生保護者 (小学5・6年生 及び中学2年生)	対象者数 570 回収数 357 回収率 62.6%	【配布】：児童・生徒を通して 配布 【回答】：WEB	
3	小学生 (5・6年生)	対象者数 380 回収数 368 回収率 96.8%	【配布】：学校での案内 【回収】：WEB	
4	中学生 (2年生)	対象者数 190 回収数 169 回収率 88.9%	【配布】：学校での案内 【回収】：WEB	
5	若者 (17歳の年代)	対象者数 215 回収数 77 回収率 35.8%	【配布】：はがきによる案内 【回収】：WEB	

## (2) 調査結果の概要

### 未就学児保護者

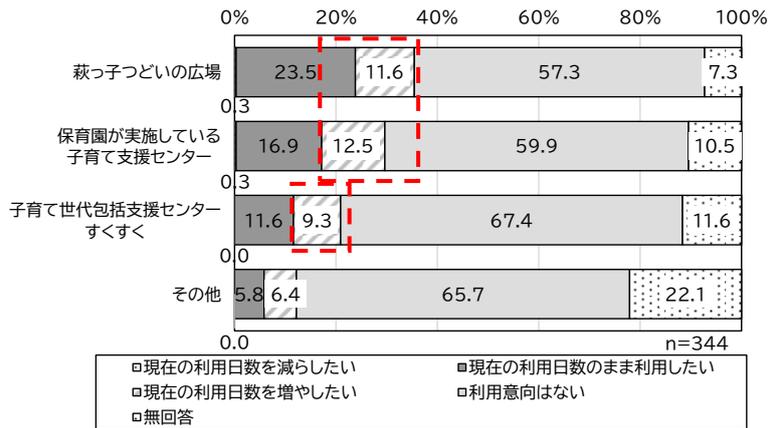
#### 【問10 「定期的に」平日利用している教育・保育の事業】

「認定こども園」が61.3%  
一方で、  
「利用していない」が11.0%



n=344

#### 【問13 現在、地域子育て支援拠点事業の利用希望】

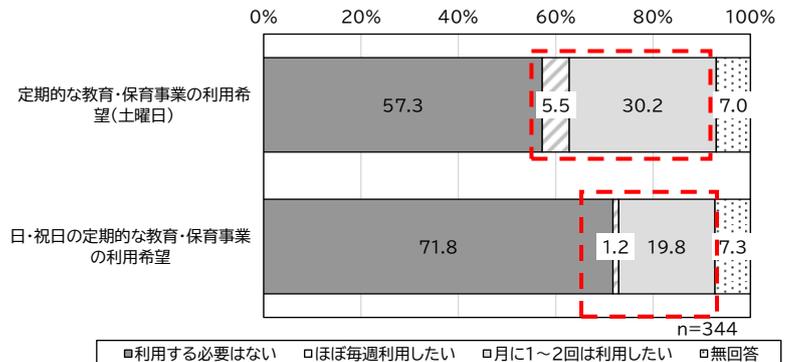


n=344

「利用の日数を増やしたい」は  
1割程度

#### 【問14 定期的な教育・保育事業の利用希望（土日祝日）】

利用希望は「土曜日」が35.7%  
「日・祝日」が21.0%



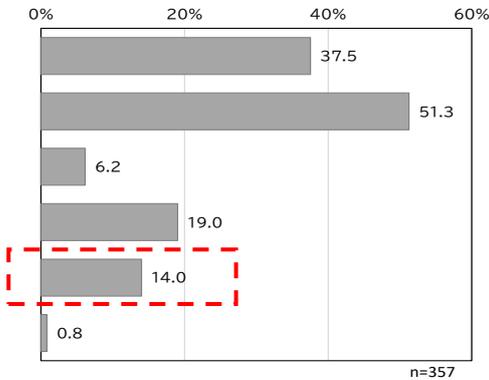
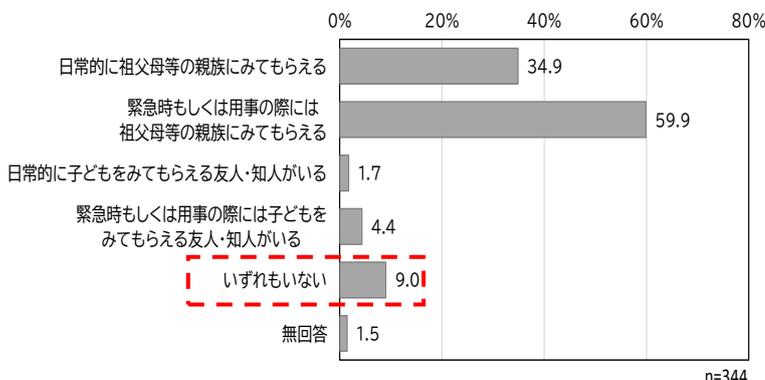
n=344

# 未就学児保護者及び小中学生保護者 共通設問

左図【未就学児保護者】

右図【小中学生保護者】

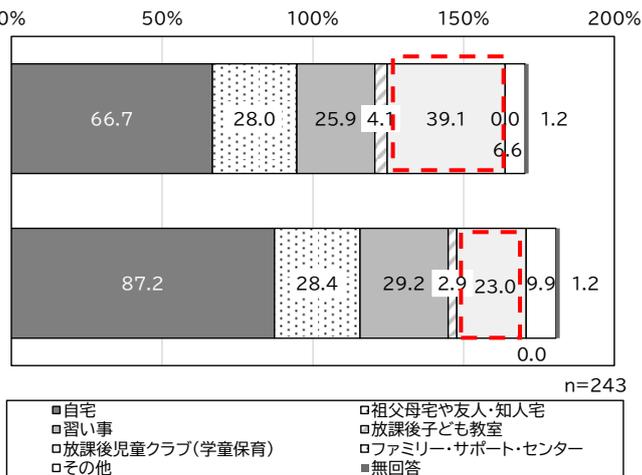
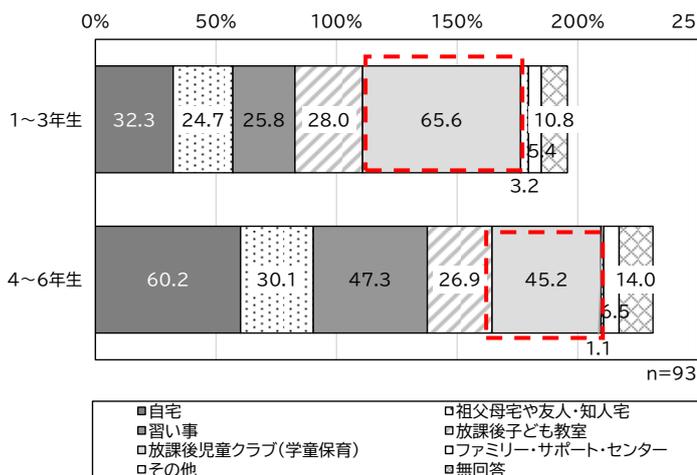
## 【日頃、子どもをみてもらえる親族・知人】



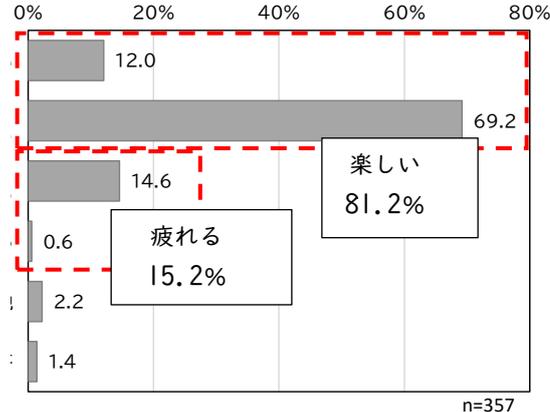
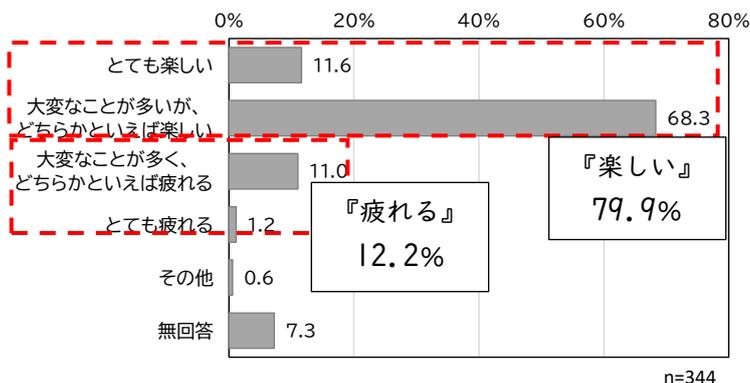
## 【放課後に過ごす場所】

※就学後についてお聞きしています。

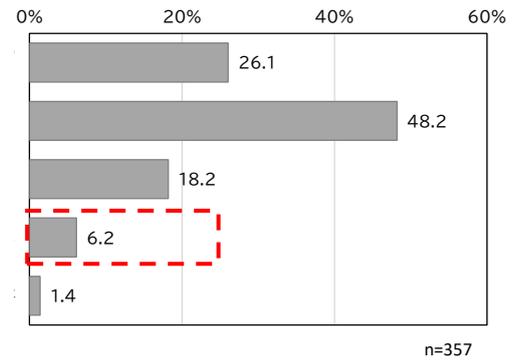
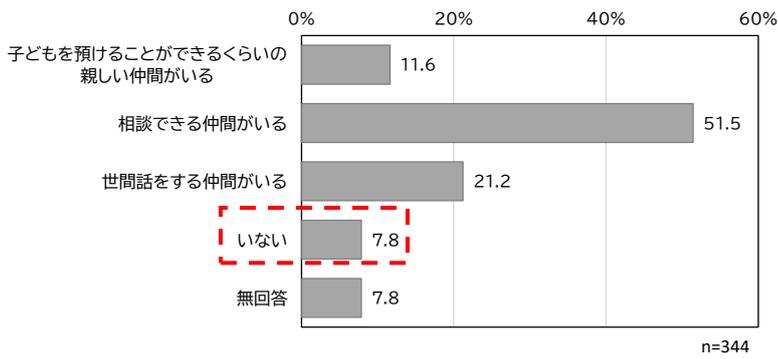
※当時から現在までをお聞きしています。



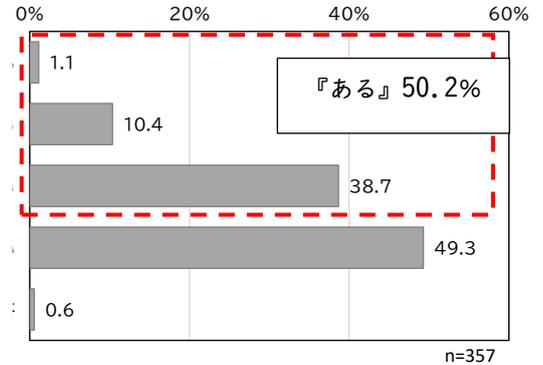
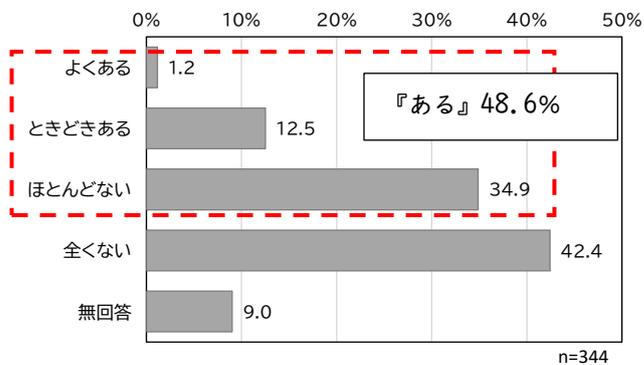
## 【子育てをどのように感じているか】



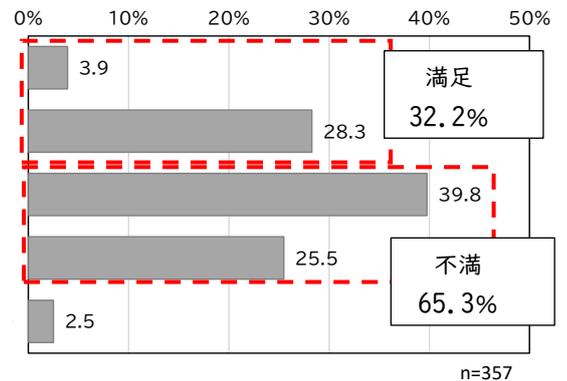
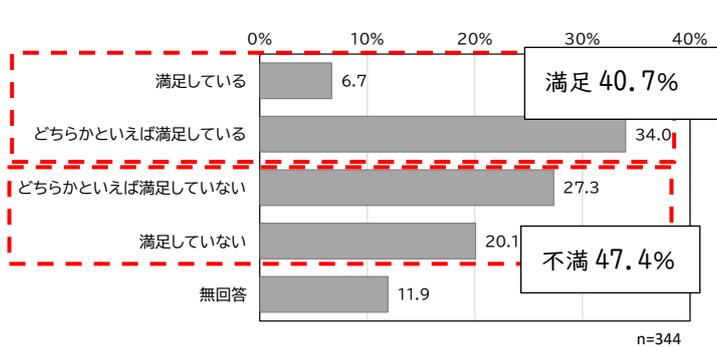
## 【周りには子育ての仲間がいるか】



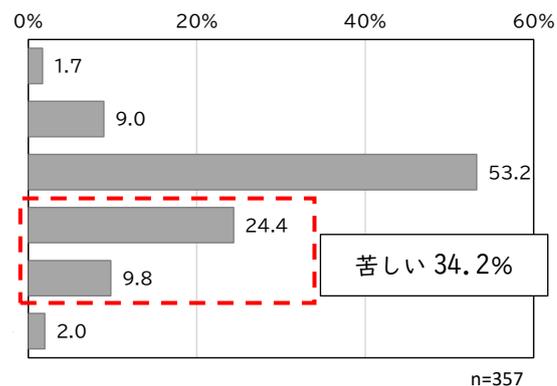
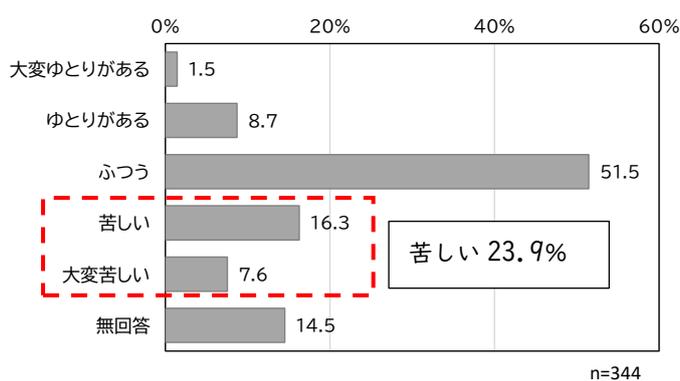
## 【自分が子どもを虐待していると思ったこと】



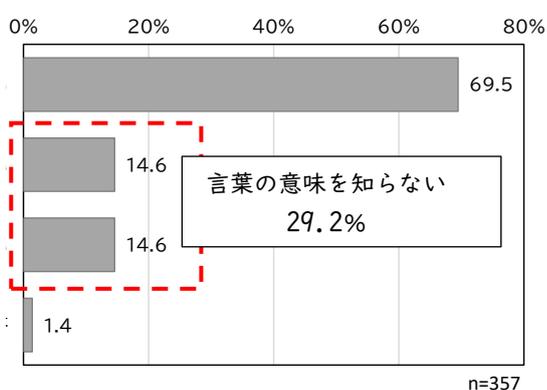
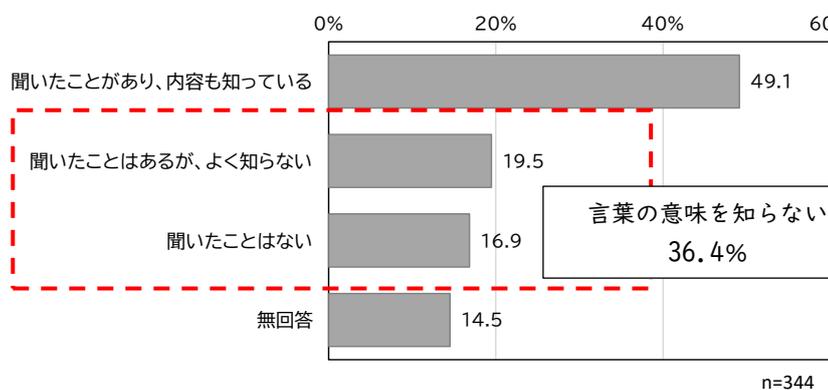
## 【市で子育てすることの満足度】



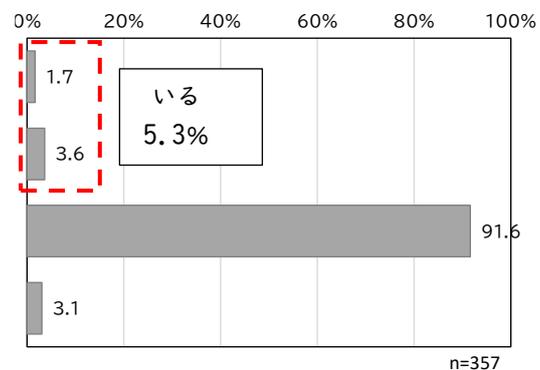
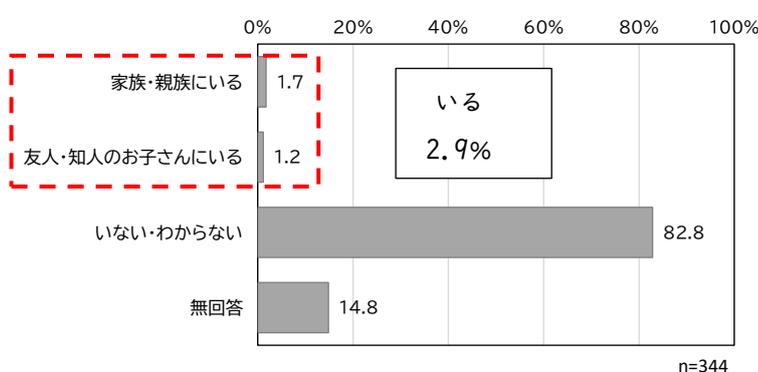
## 【現在の暮らしの状況】



## 【「ヤングケアラー」の認知度】



## 【家族や友人等のお子さんにヤングケアラーがいるか】

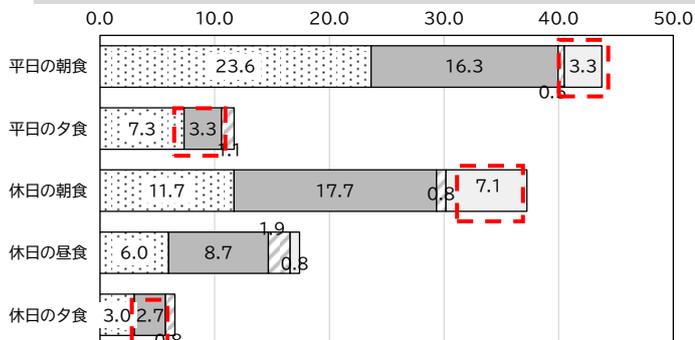


# 小学生・中学生 共通設問

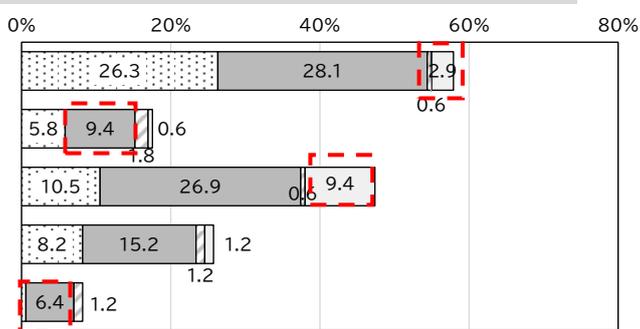
左図【小学生】

右図【中学生】

## 【普段の食事】



n=368



n=171

□子どもたちだけで食べる □ひとりで食べる □家族以外の人と食べる □食べない

□子どもたちだけで食べる □ひとりで食べる □家族以外の人と食べる □食べない

平日の朝食を「食べない」が3.3%

休日の朝食を「食べない」が7.1%

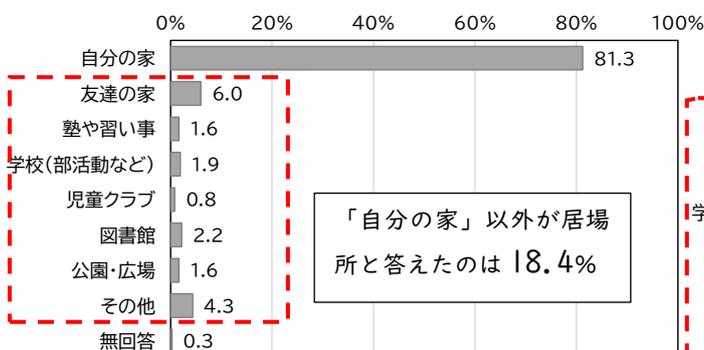
平日の朝食を「食べない」が2.9%

休日の朝食を「食べない」が9.4%

平日・休日ともに夕食を「ひとりで食べる」は3%程度

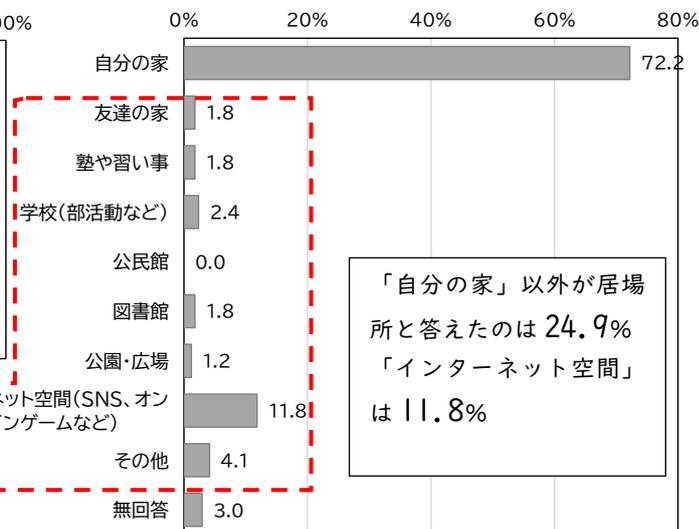
平日の夕食を「ひとりで食べる」は9.4%  
休日の夕食を「ひとりで食べる」は6.4%

## 【居場所（ホッとできる場所）】



n=368

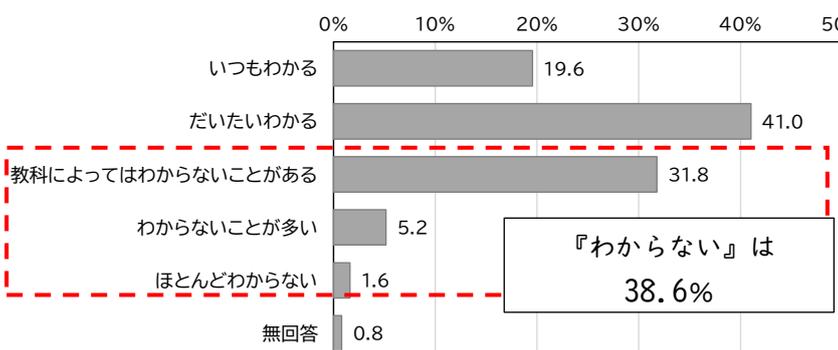
「自分の家」以外が居場所と答えたのは18.4%



n=169

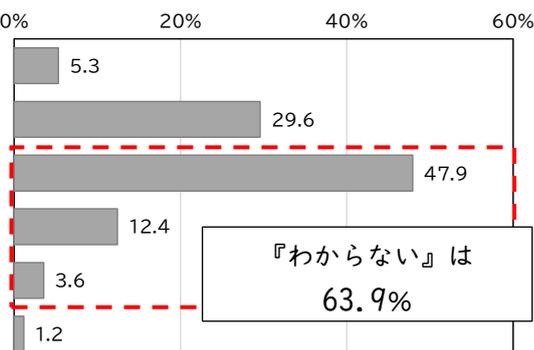
「自分の家」以外が居場所と答えたのは24.9%  
「インターネット空間」は11.8%

## 【授業が分からない】



n=368

『わからない』は38.6%



n=169

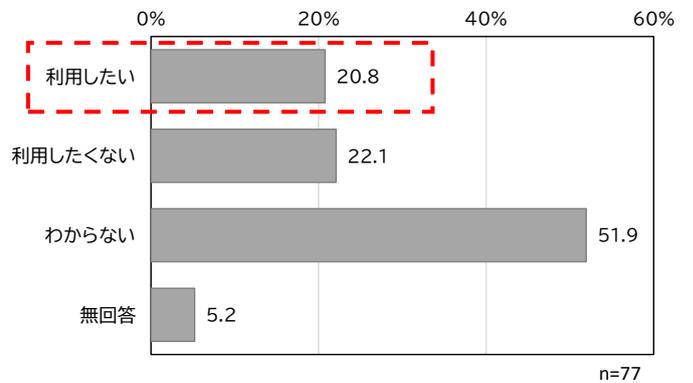
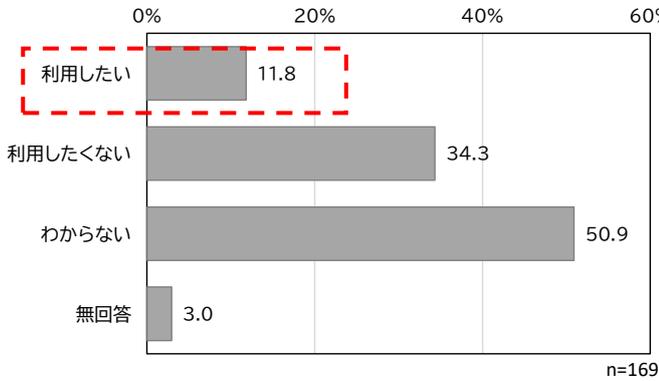
『わからない』は63.9%

中学生・若者 共通設問

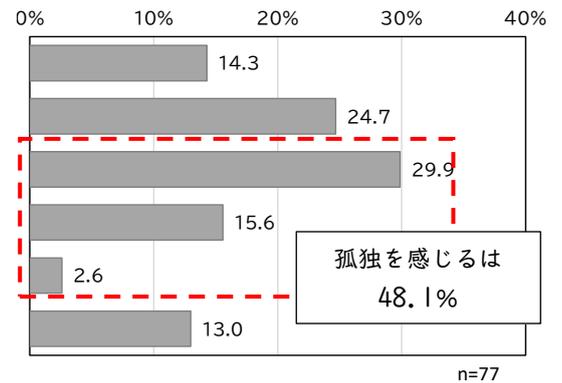
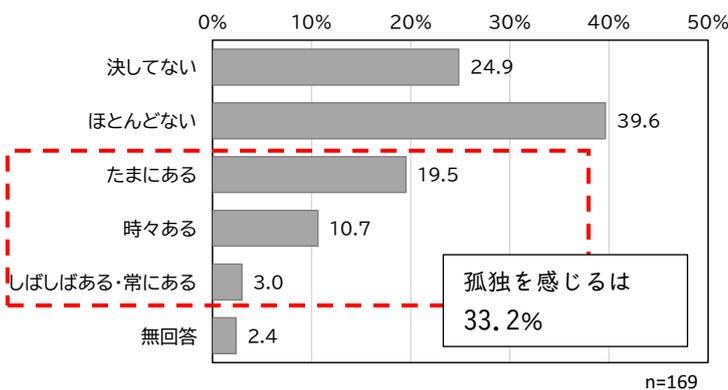
左図【中学生】

右図【若者】

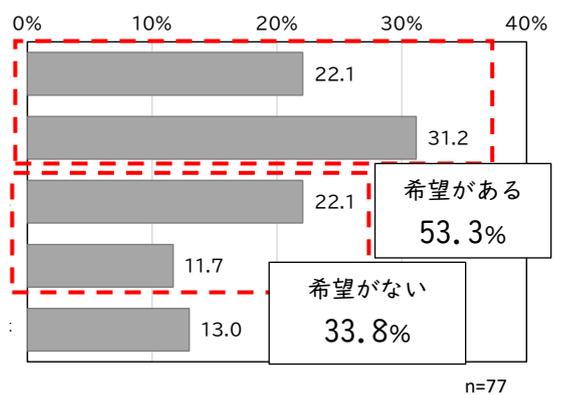
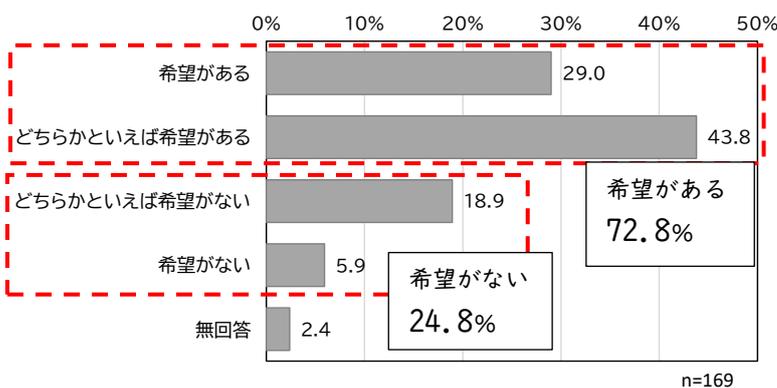
【身内以外に相談できる場の利用意向】



【孤独を感じるか】



【明るい希望】



## 小学生・中学生・若者 共通設問

### 【スマートフォンの1日の平均使用時間】

※スマートフォンを所持している方限定

#### 【小学生】

<問 16-1>

平日 3.2 時間

休日 4.7 時間

#### 【中学生】

<問 20-1>

3.5 時間

5.4 時間

#### 【若者】

<問 18-1>

4.4 時間

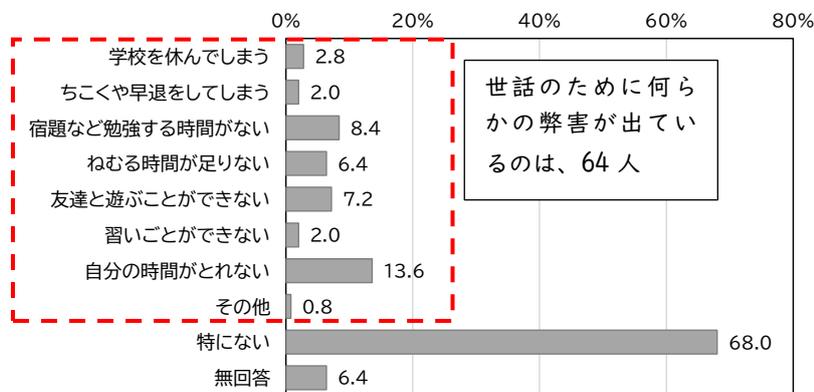
6.3 時間

### 【世話による弊害】

※「家で世話をしている内容はあるか」で、「世話をしていない」以外の方限定

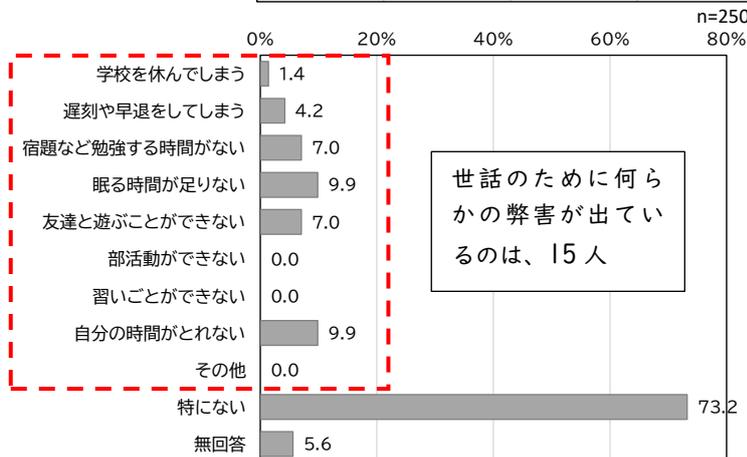
#### 【小学生】

<問 17-4>



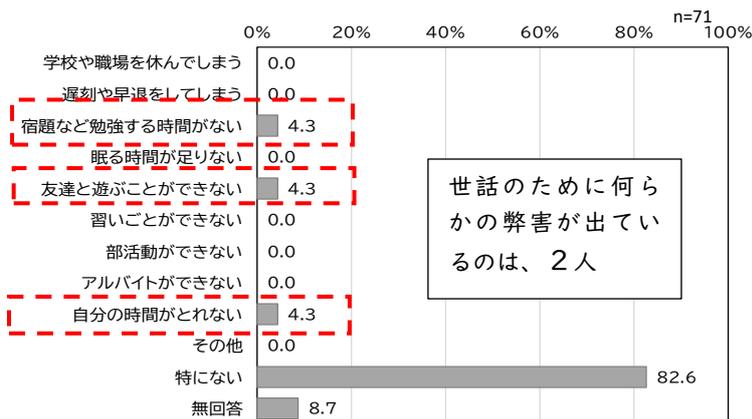
#### 【中学生】

<問 21-4>



#### 【若者】

<問 19-4>



## 貧困の状況

子どもの貧困問題について高萩市における実態を把握するため、アンケート結果に基づき、子どもの貧困率を算出しました。

子どもの貧困率について、本計画では“等価世帯年収”の視点から捉えることとし、具体的には、次の2つの設問の回答データに基づく判定を行いました。

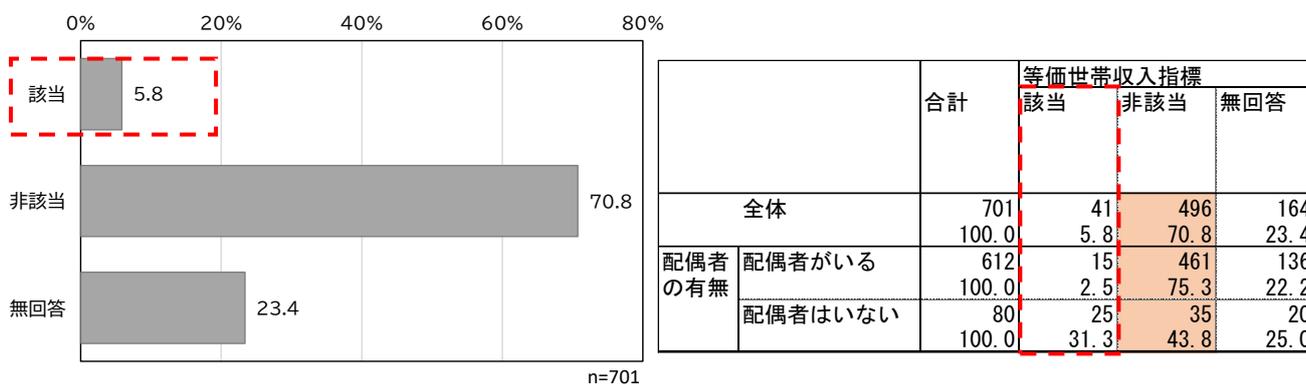
判定	判別に用いた設問
等価世帯年収	世帯の年間収入
	世帯人数

等価世帯年収指標：世帯所得を世帯人数の平方根で除した値。一般的に2人家族と4人家族が同じ生活をするのに2倍のお金は必要ではないため、その実態に近づけた値。

等価世帯年収指標により、「令和4年国民生活基礎調査」による貧困線である127万円未満に該当する世帯の割合を“子どもの貧困率”としました。

等価世帯年収指標からみる“子どもの貧困率”は5.8%となっています。

また、配偶者の有無別にみると、「配偶者がいる」では2.5%に対し、「配偶者はいない」では31.3%となっています。

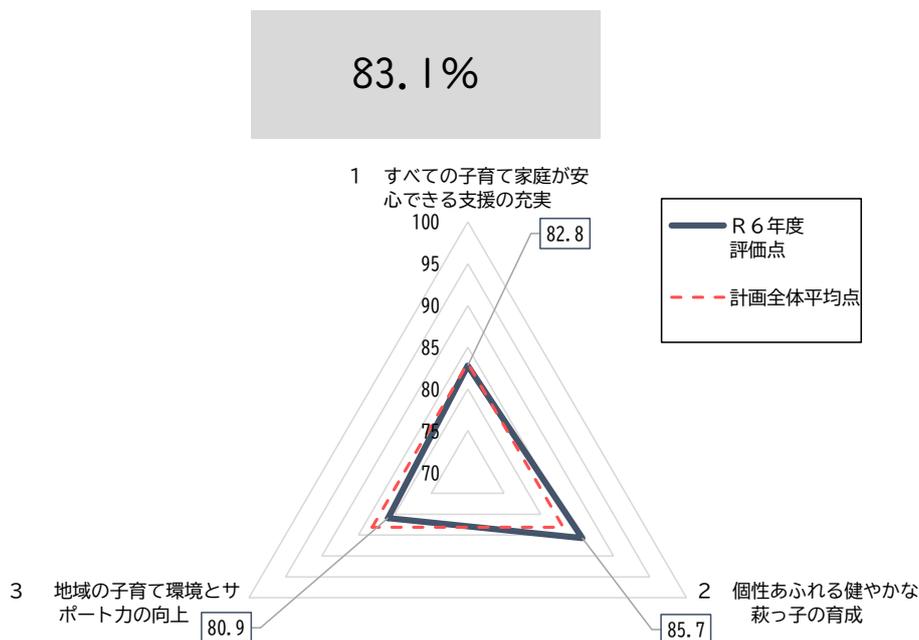


## 4 第2期萩っ子・子育て支援事業計画の検証

### (1) 計画全体及び施策の方向の評価

第2期萩っ子・子育て支援事業計画の“全体の進捗率”は83.1%となっており、「概ね順調に進捗している」を上回る水準となっています。施策体系の最上位の項目である“施策の方向”では、最も進捗しているのは「2 個性あふれる健やかな萩っ子の育成」が85.7%。次いで「1 すべての子育て家庭が安心できる支援の充実」82.8%。「3 地域の子育て環境とサポート力の向上」80.9%となっています。

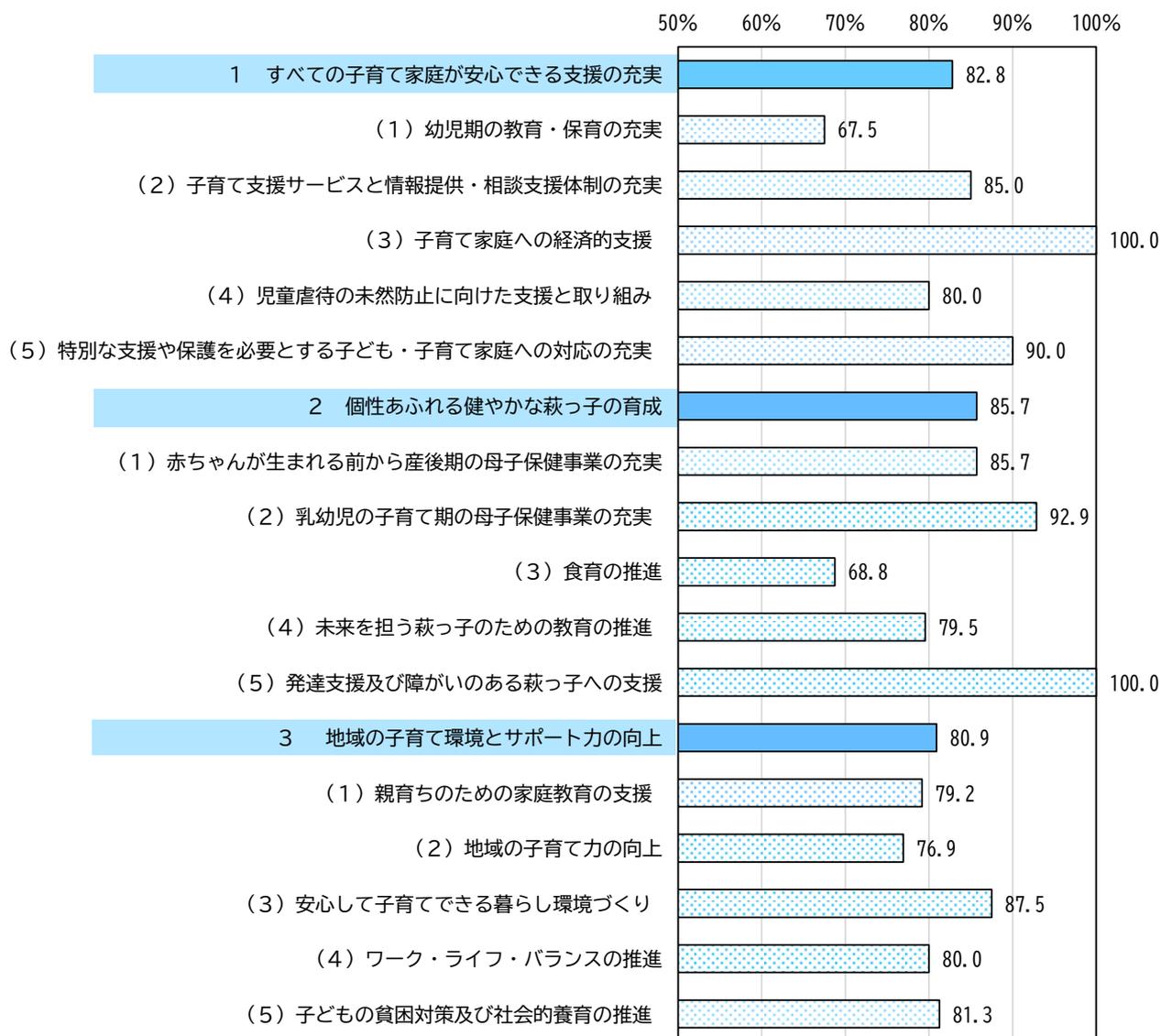
第2期計画全体の進捗率



## (2) 推進する施策の評価

15項目の『推進する施策』で最も進捗していたのは、「1-(3) 子育て家庭への経済的支援」及び「2-(5) 発達支援及び障がいのある赤ちゃんへの支援」が100%となっています。

進捗が思わしくないのは、「1-(1) 幼児期の教育・保育の充実」が67.5%、次いで「2-(3) 食育の推進」が68.8%となっています。



### (3) 成果指標の評価

成果指標は8指標（13項目）設定されています。

それぞれの評価の数は次のとおりです。

達成	改善	未達成
4	2	7

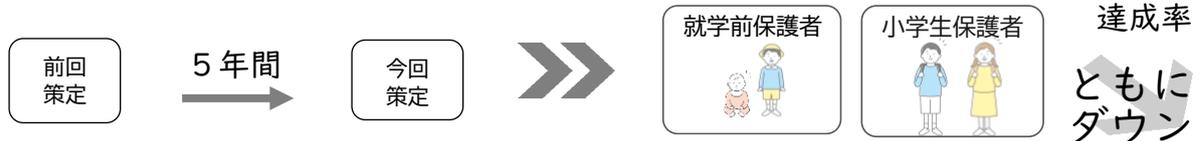
指標5 「子育て仲間がいない人の割合」  
 指標6 「子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合」  
 指標8 「子育ての環境や支援に満足している保護者の割合」



指標7 「地域の人が自分の子育てを支えてくれていると感じる保護者の割合」



指標5 「子育て仲間がいない人の割合」  
 指標8 「子育ての環境や支援に満足している保護者の割合」



指標	現状値 (R1 年度)	実績値 (R5年 度)	目標値	達成率	達成度
成果指標1 待機児童数	3	0	0	100%	達成
成果指標2 新生児訪問指導 こんにちは赤ちゃん事業訪問実施率	99.0%	100.0%	100%	100%	達成
成果指標3 幼児健康診査の受診率（1歳6か月）	95.6%	100.0%	97.0%	314%	達成
成果指標3 幼児健康診査の受診率（3歳）	94.7%	93.5%	95.0%	-400%	未達成
成果指標4 希望したときに希望した保育サービスが 利用できていると感じる保護者の割合（就学前）	39.6%	41.6%	45%	37%	改善
成果指標5 子育て仲間がいない人の割合（就学前）	5.2%	7.8%	3%	-118%	未達成
成果指標5 子育て仲間がいない人の割合（小学生）	5.9%	6.2%	3%	-10%	未達成
成果指標6 子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合（就学前）	84.2%	79.9%	90%	-74%	未達成
成果指標6 子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合（小学生）	81.4%	85.2%	85%	106%	達成
成果指標7 地域の人が自分の子育てを支えてくれていると 感じる保護者の割合（就学前）	35.1%	35.8%	40%	14%	改善
成果指標7 地域の人が自分の子育てを支えてくれていると 感じる保護者の割合（小学生）	38.3%	36.6%	40%	-100%	未達成
成果指標8 子育ての環境や支援に満足している保護者の割合（就学前）	49.4%	40.7%	55%	-155%	未達成
成果指標8 子育ての環境や支援に満足している保護者の割合（小学生）	40.8%	34.6%	50%	-67%	未達成

※達成率算出の計算式：(実績値-現状値) / (目標値-現状値)

## 5 子ども計画策定に向けた課題

### (1) ライフステージごとに寄り添う環境づくり

これまで、萩っ子・子育て支援計画では、主に中学生までとその保護者を対象に取り組みを進めてきました。しかし、本計画の対象である「こども」とは誕生前から、幼児期、学童期、思春期、青年期と成長していきます。本市は子育て世代（25～49歳）の女性の配偶者がいる割合は、全国や県よりも低い水準となっており、「こども」が増えにくい状況にあります。また、こども・若者の人口または対人口比率も減少傾向です。望む結婚支援や少子化対策を進め、切れ目ない支援に取り組むことは重要です。それぞれのこどもの成長過程（ライフステージ）において、可能な限り寄り添った取組を推進することで、将来にわたって身体も心も大きく成長し、明るい希望を持てる環境を作り、次世代へとつなげていくことが必要です。

### (2) だれひとり取り残さない地域で支える環境づくり

様々な事情を抱えたこどもに対して、支援する年齢を区切ることなく、成長を見守り、時には手を差し伸べられるような環境を作っていくことが求められています。ヤングケアラーや虐待、貧困等の状況に置かれた「こども」や家庭は、相談窓口の設置だけでは支援仕切れない状況も考えられます。そのため、行政だけでなく、周りの見守る側の市民も含め、市全体で支えていく体制を構築し、実情に合わせて、アウトリーチでの支援ができるよう関係機関と協力していくことが重要です。複雑化・多様化した課題に対して、地域での見守りにつながるだれひとり取り残さない支援を推進していくことが必要です。

### (3) 前向きに楽しく子育てに向き合える環境づくり

全国的に子育ての経済的な負担の増加がみられており、また仕事との両立の障壁や孤立感や過度な使命感等で悩む保護者の方は少なくありません。

本市のアンケートの結果でも、「仲間がいないと感じる方」や就学前保護者の「子育てが楽しいと感じる保護者」の割合が減少しています。

経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、保護者自身もゆとりをもって、「こどもに向き合うことができるよう、子も親も成長し、本市での子育てに満足できる環境づくりを進めていくことが必要です。



## 第3章

# 計画の基本的な方針

# 1 計画の基本理念

高萩市子ども計画がめぐる計画となるよう、以下を「高萩市子ども計画」の基本理念に掲げます。

## 明日へつなげよう 萩っ子の弾む声

萩っ子はもちろんのこと、萩っ子として育ってきた若者やそれを見守ってきた大人も、ともに成長しながら自然と笑顔になるまちを目指します。計画に関わるすべての人の笑顔こそが、萩っ子の弾む声の根源となり、心から笑える明日へとつながるまち、高萩市となると考えます。

# 2 こども大綱を踏まえた方針

### (1) こどもの権利や個性を尊重し、最善の利益を図ります

未来を担う子どもや若者の一人の個人としての権利を保障し、個性を尊重しながら差別等から守り、最善の取組を推進します。

### (2) こどもや子育てに関わる人と対話しながら進めます

意見を表明するのが難しい子どもにも配慮し、こどもが安心して意見を発表できる場所を作り、こどもや若者の意見を尊重し対話をしながら社会の問題を解決します。

### (3) ライフステージに応じて適切にサポートします

生まれたばかりの幼児期から、社会に出るまでの青年期まで、教育や保健・医療、福祉などの支援を行い、こどもと育児をする人を支えていきます。

### (4) すべてのこどもが幸せに成長できるよう環境を整えます

貧困や格差のない環境を整え、すべてのこどもや若者が幸せな状態で成長できる基盤を作ります。また、必要な支援が受けられるようにし、途切れることのないサポートも強化していきます。

### (5) 若い人の生活を安定し、子育てに希望を持てるようにします

若い世代の視点に立ち、経済的な問題に関わりなく、多様な価値観を尊重できるような支援をします。結婚や子育てをしたいと思いますと思えるようなまちをつくります。

### (6) 国や県、関連団体などとの連携を重視します。

国や県、関連団体などと連携を図りながら、こども計画を推進していきます。

### 3 施策の体系

本計画は、基本理念に向けて、3つの視点と13の基本施策により推進していきます。

基本  
理念

視点

基本施策

1 ライフステージ別の  
取組

基本施策1  
こどもの誕生前から幼児期 までの取組

基本施策2  
学童期・思春期の取組

基本施策3  
青年期の取組

基本施策4  
こども・若者の権利

基本施策5  
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

基本施策6  
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

基本施策7  
こどもの貧困対策

基本施策8  
障がい児支援・医療的ケア児等への支援

基本施策9  
児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援

基本施策10  
こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・  
若者を守る取組

基本施策11  
子育てや教育に関する経済的負担の軽減

基本施策12  
地域子育て支援の充実

基本施策13  
ワーク・ライフ・バランスの実現、女性が輝く  
環境づくり

2 ライフステージを  
通した取組

3 子育て当事者への支援  
に関する取組

明日へつなげよう  
萩っ子の弾む声

## 4 成果指標

### 視点1 ライフステージ別の取組

#### 基本施策1 こどもの誕生前から幼児期まで

項目	現状値	目標値
こんにちは赤ちゃん事業訪問実施率	100.0%	100.0%
幼児健診受診率	(1歳6か月) 100.0% (3歳) 93.5%	(1歳6か月) 100.0% (3歳) 95.0%
待機児童数	0人	0人

#### 基本施策2 学童期・思春期

項目	現状値	目標値
将来明るい希望がある割合(小学5年生・中学2年生)	72.8%	80.0%

#### 基本施策3 青年期

項目	現状値	目標値
将来明るい希望がある割合(17歳の世代)	53.3%	70.0%

### 視点2 ライフステージを通じた取組

項目	現状値	目標値
こどもの貧困率	5.8%	5.5%
ヤングケアラーの認知度(就学児保護者)	69.5%	75.0%

### 視点3 子育て当事者への支援に関する取組

項目	現状値	目標値
子育て仲間がない人の割合	(未就学児) 7.8% (就学児) 6.2%	3%
子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合	(未就学児) 79.9% (就学児) 81.2%	(未就学児) 85.0% (就学児) 90.0%
高萩市で子育てをすることの満足度	(未就学児) 40.7% (就学児) 32.2%	(未就学児) 55.0% (就学児) 50.0%

## 第4章

# 施策の展開

# 視点 1 ライフステージ別の取組

## 基本施策 1 こどもの誕生前から幼児期まで

方針

保健師を中心とした相談支援体制を整備することにより、妊娠期から出産まで大きな不安を抱えることがないように、寄り添った対応ができるよう体制を整えます。また子育てに関する相談を気軽に行えたり、こどもを安心して預けられるような環境を整えることで、地域で安心して子育てができる環境を作っていきます。

### 施策① 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

事業名	事業概要	担当課
不妊・不育症治療への助成事業	先進医療（特定不妊治療）、不育症の検査・治療への助成事業を行い、妊娠希望者への経済的負担の軽減を図る。	健康づくり課
パパ・ママレッスン	出産を迎える妊婦とその家族を対象に、出産準備や育児手技を学べる両親学級を実施し、妊娠・出産への不安を解消する。	健康づくり課

### 施策② 出産に関する支援等の更なる強化

事業名	事業概要	担当課
里帰り出産を行う妊産婦への支援	里帰り先の自治体と医療機関との情報共有・連携を促すことで、里帰り妊産婦へ切れ目のない支援をする。	健康づくり課

### 施策③ 産前産後の支援の充実と体制強化

事業名	事業概要	担当課
産後ケア事業	産後ケアを希望するすべての方が利用できるよう、産後ケア施設への支援拡充や体制確保、妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築等、支援の充実と体制強化を図る。	健康づくり課
こんにちは赤ちゃん訪問	生後1～4か月の赤ちゃんのいるすべての家庭に保健師・助産師が訪問し、指導を行う。	健康づくり課
養育支援訪問事業	養育支援が必要な親子に対し、保健師や助産師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。	健康づくり課

### 施策④ 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援の提供

事業名	事業概要	担当課
こども家庭センターの設置・運営	虐待への予防的対応や個々の家庭に応じた切れ目のない対応等、相談支援体制の強化を図るため、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置・運営する。	子育て支援課 健康づくり課
特定妊婦等に対する支援の強化	様々な課題を抱える特定妊婦や出産後の母子等について、医療機関や関係機関と連携して妊娠期から切れ目なく支援する。	健康づくり課 子育て支援課
妊婦のための支援給付交付金の推進	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と、合計10万円相当の経済的支援を一体的に実施する。	健康づくり課

### 施策⑤ 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援

事業名	事業概要	担当課
妊娠期の支援	すべての妊婦の不安や悩みに寄り添い、個々の状況に応じて医療機関等と連携し、個別相談や定期的な状況確認など産後の生活を見据えた支援を行う。	健康づくり課

## 施策⑥ 幼児健診等の推進

事業名	事業概要	担当課
新生児聴覚検査の費用負担	新生児期において聴覚検査を実施した費用を公費負担し、受検率向上を図る。	健康づくり課
乳幼児健診の推進	乳児期3回の健診費用を公費負担し受診率向上を図る。社会性が高まり、発達障害が認知されやすい時期であること等を踏まえ、5歳児健康診査の実施を検討していく。	健康づくり課
すこやかランド	フォローが必要な子の育ちを支援するため、保育士や臨床心理士、保健師による育児相談の教室を開催する。	健康づくり課
すこやか健診	幼児健診の二次健診として、発達検査、小児専門医による診察、相談を実施する。	健康づくり課

## 施策⑦ 待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等

事業名	事業概要	担当課
地域子育て支援拠点事業の実施	親子が気軽につどい、交流や子育ての不安や悩みを相談できる場として、市内保育園の子育て支援センターや「萩っ子つどいの広場」を設置している。	子育て支援課
親の就業状況にかかわらない支援の充実	令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園」を実施する。	子育て支援課
乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施	支援を必要とする家庭について、こども家庭センターにおいてサポートプランの作成を行う等により、適切な支援・サービスにつなげる取組を推進する。	子育て支援課
病児保育事業の実施	こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気のこどもを一時的に保育するとともに安定的な運営等を支援することにより、安心して子育てができる環境整備を図る。	子育て支援課

### 施策⑧ 幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善

事業名	事業概要	担当課
幼児を安心して、かつ質の高い環境で育てるための環境整備の推進	子育て支援のさらなる充実を図るため、保育所等における保育環境の整備を支援する。併せて、ICT環境整備の支援など、幼児教育の質の向上を支えるための支援を行う。	子育て支援課
未就学児連絡会	生活状況や抱えている問題について、関係部局で情報共有、適切な子育て支援策についての検討、共通理解などを図り、適切な就学につなげる。	子育て支援課

### 施策⑨ 保育士、保育教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

事業名	事業概要	担当課
保育人材の育成・確保、保育士等の処遇改善	保育人材の育成については、各専門分野のリーダー的な役割を担う者等を対象として実施する「保育士等キャリアアップ研修」等の実施体制の確保を図るとともに、保育所等における職員の資質の向上に取り組む。	子育て支援課
保育現場の負担軽減	保育士の補助を行う保育補助者や保育の周辺業務を行う保育支援者の配置、さらに保育所等における登降園管理システムの導入等のICT化の推進などを支援することにより、現場の業務負担軽減に取り組む。	子育て支援課
職員配置基準の改善	1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、令和6年度から、制度発足以来 75 年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。これとあわせて最低基準の改正を行う（経過措置として、当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）。また、令和7年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。	子育て支援課

## 基本施策 2 学童期・思春期

<b>方針</b>	一人一人の個性や能力、可能性を広げる教育内容を充実させ、生涯をよりよく生きるための豊かな心と健やかな身体を持つ、生き生きとした萩っ子を育てます。
-----------	--

### 施策① 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実等

事業名	事業概要	担当課
学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進	学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進める。社会全体の理解の醸成や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等を推進する。	教育総務課 学校教育課
次世代校務DXの推進	校務系・学習系ネットワーク統合と汎用のクラウドツールの活用を前提とした、パブリッククラウド上で運用できる次世代型校務支援システムの活用を含む次世代の校務DX化を推進する。	教育総務課
学校における1人1台端末活用の促進	小中学校において、1人1台タブレット端末を配付している。	教育総務課

### 施策② 改訂版生徒指導提要の周知

事業名	事業概要	担当課
改訂版生徒指導提要の周知	学校教育の本質的な役割を果たすためには、学校現場において、生徒指導の目的や目標が正しく理解され、実践されることが重要であるため、生徒指導を取り巻く諸課題の状況を踏まえた生徒指導提要の改訂内容について、学校現場への着実な周知・徹底を図る。	学校教育課

### 施策③ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

事業名	事業概要	担当課
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	すべての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進・常駐化、資質向上等を図ることにより、こどもたちを地域全体で育む「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。	生涯学習課 学校教育課

### 施策④ 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備

事業名	事業概要	担当課
地域のスポーツ・文化芸術環境の整備	将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、運営団体・実施主体の体制整備、指導者の質の保障・量の確保、地域における活動内容の充実、参加費用負担への支援等に関する実証事業や部活動指導員の配置などを通じ、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。	生涯学習課
高萩学の推進	小中学校の9年間を通して、教材「高萩学のすすめ」を活用し、高萩市の伝統文化、産業及び歴史等に対する理解と関心を高め、郷土に対する誇りと愛情を育む教育を推進する。	学校教育課
飯能市スポーツ少年団交流事業	友好都市の提携を結んだ高萩市と飯能市のスポーツ少年団に加入している小学生が、スポーツを通じて両市の歴史的つながりを理解し、友好都市の意識を高める。	生涯学習課

### 施策⑤ 道徳教育の推進

事業名	事業概要	担当課
学校における道徳教育の推進	自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳教育アーカイブの充実等の取組を行いながら、「特別の教科道徳」を要とした道徳教育を推進する。	学校教育課

### 施策⑥ 学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組の推進

事業名	事業概要	担当課
体育の授業の充実・こどもの体力向上	こどもの体力や運動習慣等の状況を把握し、地域の施策の改善に活かすとともに、学習指導要領の着実な実施に向けた研修や好事例の情報提供等の取組を進める。	学校教育課
菟っ子のための体力づくり事業	スポーツ活動を通してスポーツの楽しさ、親子のふれあい、仲間との交流を深めながら体力づくりを推進する。	生涯学習課
スポーツ少年団支援	スポーツを通じて青少年の健全育成と地域スポーツの振興を目的として活動を行うスポーツ少年団の普及、育成及び活性化を図るための活動を支援する。	生涯学習課

### 施策⑦ 学校保健の推進

事業名	事業概要	担当課
学校保健の推進	学校においてこどもが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指す。また、複雑化・多様化するこどもの現代的な健康課題に対応するため、養護教諭・栄養教諭の業務の支援体制の強化を図るとともに、学習指導要領に基づく保健教育や健康相談、保健指導、健康診断等の保健管理、保健組織活動等の学校保健の充実を図る。	学校教育課

## 施策⑧ 学校給食の普及・充実、食育の推進

事業名	事業概要	担当課
学校給食の普及・充実、食育の推進	栄養バランスのとれた食事の提供を通じて、こどもの健康の保持増進をはじめ、食に関する正しい理解や適切な判断力、地域の伝統的な食文化や産業、自然環境の恵沢に対するこどもの理解増進等を図るため、学校給食における地場産物等の使用を促進し、学校給食の充実・食育の推進に取り組む。	教育総務課
学校給食の実態調査の実施	「こども未来戦略」を踏まえ、学校給食費の無償化の実施状況を含めた学校給食の実態を把握し、学校給食費の無償化に係る課題の整理等を行う。	教育総務課
食の指導充実に向けた取組の実施	食物アレルギーや肥満・痩身などこどもの食に関する健康上の諸課題に対応するため、栄養教諭の食に関する個別指導力向上に向けた取組の支援を実施する。また、義務教育諸学校における食に関する指導に資するこども向けの食育教材を作成し、栄養教諭を中核に家庭・地域等と連携した学校における食育を推進する。	教育総務課
多様な関係者の連携・協働による食育活動の推進	こどもが食生活をはじめとした基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、成育医療等基本方針に基づく国民運動である「健やか親子 21」の普及啓発をはじめ、家庭、地域、企業、民間団体等の多様な関係者が連携・協働して、農林漁業体験機会の提供など、食に関する情報や知識、伝統や文化等を理解することに寄与する食育活動を推進する。	教育総務課
おやこ料理教室	食生活改善推進員による地区伝達活動の一つとして、おやこ料理教室を開催する。	健康づくり課

## 施策⑨ 放課後児童対策

事業名	事業概要	担当課
放課後児童対策に係る取組の強化	こども未来戦略を踏まえ、放課後児童クラブの受け皿整備を早期に達成し、待機児童の解消を図るとともに、常勤職員配置の改善等を通じて、放課後児童クラブの安定的な運営を確保する。	子育て支援課

## 施策⑩ 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援

事業名	事業概要	担当課
学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施	小・中・高等学校等において、こどもの発達段階に応じ、学習指導要領に基づく性に関する指導が着実に実施されるよう、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図る。	学校教育課

## 施策⑪ 主権者教育

事業名	事業概要	担当課
高校における主権者教育の実施	主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、これからの社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育むため、政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導が着実に実施されるよう理解の徹底に努める。 市内高校に出向き、主権者教育の実施や開票作業の実際を見てもらい、選挙の意義等の理解が図られるよう努めている。	総務課

## 施策⑫ いじめ防止対策の強化

事業名	事業概要	担当課
いじめ事案への対応	スクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害児童等及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら的確な対応を推進する。	学校教育課
教育相談体制の充実	様々な課題を抱えるこどもに対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー等の配置を促進し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進する。	学校教育課

いじめ対応における警察等関係機関との連携の周知徹底	こどもの命や安全を守ることを最優先にするため、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことから、その旨を教育委員会等に対して周知するとともに、各種研修等の機会を捉えて学校現場への周知徹底を図る	学校教育課
いじめ重大事態の収集・分析等	小中学校において月1回アンケートを実施し、いじめ等の実態把握に努めている。	学校教育課

### 施策⑬ 不登校の子どもへの支援体制の整備・強化

事業名	事業概要	担当課
多様な学びの場の確保に向けた取組	不登校の子どもを在籍校とつないだり、自宅にいる子ども・保護者への学習・相談支援を行ったりする。	学校教育課
教育相談体制の充実【再掲】	様々な課題を抱える子どもに対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー等の配置を促進し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進する。	学校教育課
いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究	いじめ・不登校等の未然防止に向けて、民間のノウハウを取り入れた支援が行えるよう、業務委託や人事交流等を通してNPOやフリースクール等との連携を強化する。	学校教育課

### 施策⑭ 校則の見直し

事業名	事業概要	担当課
校則の見直し	中学校において適宜実施する。	学校教育課

## 施策⑮ 体罰や不適切な指導の防止

事業名	事業概要	担当課
体罰や不適切な指導の防止	体罰は学校教育法第 11 条で禁止されており、いかなる場合においても決して許されないが、生徒指導提要に示されている不適切な指導と考えられる例などを踏まえ、生徒指導に当たって留意すべき事項などを各種研修の場において教育委員会等に対して周知するなど、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進する。	学校教育課

## 基本施策 3 青年期の取組

方 針	青年期において、生まれ育った地域でこれからも生活していこうと思えるような施策が展開できるよう環境整備に努めていきます。
--------	---

### 施策① 新規学卒就職者等への支援

事業名	事業概要	担当課
学生の就職・採用活動に関する要請	ハローワーク等関係機関と連携し、高校生を対象とした企業説明会や、「地元で働こう就職面接会」への参加要請及び調整を実施。また、高校生や大学生等に向けた地元企業の魅力を紹介した「WEB企業PR」を公開するなど、職業意識形成や就職支援を行っている。	観光商工課

### 施策② 若者にとって魅力ある地域づくり

事業名	事業概要	担当課
たかはぎ住マイル支援補助金	本市への定住・移住を促進し、地域の活性化ならびに住宅環境の改善を図ることを目的に、自ら居住する住宅を市内で取得またはリフォームする方に対し、費用の一部を支援する。	環境市民協働課
高萩市創生奨学金返還支援補助金	本市への定住・移住の促進を図ることを目的として、奨学金の貸与を受けて高校・大学等を卒業した新規学卒者を対象に、年間 20 万円を限度に支援する。	環境市民協働課
高萩市物件紹介バンク	市内に空き物件(空家・空店舗)を所有しており、売却や賃貸を検討している方に空き物件を登録し、ホームページにて登録された空き物件の情報を公開することで、空き物件の購入や賃借を検討している方との効果的なマッチングを図る。	環境市民協働課
高校生会の活動支援	高校生会の会員が、市や教育委員会、子ども会等が主催するイベントや行事に参加し、子どもたちとの相互交流を図るため、必要な支援を行う。	生涯学習課

### 施策③ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

事業名	事業概要	担当課
高萩市いばらき出会いサポートセンター利用促進補助金	結婚したい方の希望を叶えるため、いばらき出会いサポートセンターの入会登録料の助成や出会いイベントを随時開催している。	環境市民協働課

### 施策④ こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知

事業名	事業概要	担当課
こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知	市ホームページにストレスチェックができるこころの体温計や各種相談先を掲載している。	健康づくり課

### 施策⑤ 悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげるための情報等の周知

事業名	事業概要	担当課
悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるような情報等の周知	こころの悩みやひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。	健康づくり課

## 視点 2 ライフステージを通じた取組

### 基本施策 4 こども・若者の権利

方	関係機関・団体と連携し、こども・若者が権利の主体であることやこども基本法等に
針	ついて周知・啓発を行っていきます。

#### 施策① こども・若者の権利に関する普及啓発

事業名	事業概要	担当課
こども基本法等に関する普及啓発	こどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人には、こども基本法等の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて周知を図っていく。	子育て支援課
学校教育における人権教育の推進	教職員等に対し、こどもの権利を含む人権教育の一層の推進を図る。	学校教育課
全国中学生人権作文コンテスト	人権擁護委員会を中心とし、中学生の「全国中学生人権作文 コンテスト」を通して啓発活動を行う。	市民課
人権教室の開催	人権擁護委員会を中心とし、小学校や放課後児童クラブにて人権教室を開催する。	市民課

## 基本施策 5 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

**方針** 各ライフステージを通して多様な遊びや体験できる機会を設けることで、よりよい成長を促せるよう環境整備に努めます。

### 施策① 遊びや体験活動の推進

事業名	事業概要	担当課
ブックスタート事業	乳児訪問の際に絵本をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を通じてふれあうきっかけをつくる。	健康づくり課
保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく質の高い幼児教育・保育の推進	こどもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき質の高い幼児教育・保育を推進する。	子育て支援課
学校における体験活動の推進	こどもの豊かな心や創造性を育むため、学校における自然体験の様々な宿泊体験活動の実施を推進する。 ○萩っ子歴史探検隊 ○サマージャンボリー ○おもしろ実験室 ○少年探検講座	生涯学習課
読書活動の推進	「高萩市子ども読書活動推進計画(第二次推進計画)」に基づき、子どもが読書の楽しさに気づき、継続的に読書を楽しむことができるように計画を策定し、こどもの豊かな心の育成を推進する。	生涯学習課
子ども作品展	創作活動を通して、その活動の大切さに気づかせながら、完成の喜びを味わわせ、その作品を鑑賞することにより、作品の良さや美しさなどを体得し、豊かな心情を育てる活動を支援する。	生涯学習課
こども文化教室 一日体験講座	子どもたちに文化に親しむ機会を提供することにより、文化に対する関心や理解を深め、併せて豊かな人間性の育成を図る。	生涯学習課

はぎッズ応援隊の活動支援	学校との関わりを通して、地域コミュニティの活性化も期待できる「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域子ども安全ボランティア・放課後子ども教室・はぎッズサポーターを統合した「はぎッズ応援隊」の活動を支援する。	生涯学習課
都市公園等の管理の充実	自治会等との協働による適切な維持管理を推進します。 遊具は、予防保全の考え方に基づく長寿命化計画により維持管理を行います。	都市建設課

## 施策② 生活習慣の形成・定着

事業名	事業概要	担当課
「早寝早起き朝ごはん」の推進	こどもの生活リズムを整えるため、食生活改善推進員や保健推進員等の関係団体と連携し、生活習慣病予防教室などの活動を展開する。	健康づくり課
「健やか親子21」による全国的な普及啓発の推進	こどもの健やかな発育・発達と健康の維持・増進の基盤となる乳幼児期から、食生活をはじめとした基本的な生活習慣を身に付けるための普及啓発を図る。	健康づくり課
食育の推進	乳幼児期からの正しい食事のとり方や健康を維持するための知識やスキルの普及啓発を図る。	健康づくり課
赤ちゃん教室	妊娠中の人や生後1歳未満の乳児と保護者を対象に、こどもの生活リズムを整える必要性について学ぶ機会を設ける。	健康づくり課

## 施策③ こどもまんなかまちづくり

事業名	事業概要	担当課
こども・子育て支援環境の充実化・導入	本庁舎や総合福祉センターにおいて、妊産婦等が利用しやすいように優先駐車場を設置する。	子育て支援課
通学路等の安全性の確保	毎年関係機関による合同での通学路安全点検を実施し、子どもの安全な通行が確保できるよう整備を行っている。	教育総務課
たかはぎ住マイル支援補助金【再掲】	本市への定住・移住を促進し、地域の活性化ならびに住宅環境の改善を図ることを目的に、自ら居住する住宅を市内で取得またはリフォームする方に対し、費用の一部を支援する。	環境市民協働課

#### 施策④ 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進

事業名	事業概要	担当課
学校における外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育の推進	外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、発信力(話す・書く力)の強化、生徒の英語力の地域間格差の解消や教師の英語力・指導力の向上等、小・中・高等学校を通じた英語教育の強化を図る。	学校教育課

#### 施策⑤ 在留外国人の子ども・若者や海外から帰国した子どもへの支援

事業名	事業概要	担当課
ポケットークの貸出	日本語が不慣れな外国にルーツがある児童生徒に対し、学校において円滑なコミュニケーションが図れるよう、「ポケットーク」の無料貸出を行っている。	学校教育課

#### 施策⑥ 教育を通じた男女共同参画の推進

事業名	事業概要	担当課
教育を通じた男女共同参画の推進	性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を構築するため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じた、男女の平等や男女の相互理解と協力の重要性等についての指導が着実に実施されるよう、関係会議等においてその趣旨の理解の徹底に努める。	学校教育課

## 基本施策 6 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

<b>方針</b>	こども家庭センターを中心に、こどもに対し切れ目のない保健・医療の提供ができるよう環境整備に努めます。
-----------	--

### 施策① 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供

事業名	事業概要	担当課
市内全小中高生を対象としたいのちの教育の実施	こどもの発達段階に合わせた心身の発達や、性感染症予防などについて学び、いのちの尊さや相手を思いやる心を育む。	健康づくり課
予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進	すべての妊婦の不安や悩みに寄り添い、個々の状況に応じて医療機関等と連携し、個別相談や定期的な状況確認など産後の生活を見据えた支援を行う。	健康づくり課
特定妊婦等に対する支援の強化【再掲】	様々な課題を抱える特定妊婦や出産後の母子等について、医療機関や関係機関と連携し、妊娠期から切れ目なく支援する。	健康づくり課 子育て支援課
産後ケア事業【再掲】	産後ケアを希望するすべての方が利用できるよう、産後ケア施設への支援拡充や体制確保、妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築等、支援の充実と体制強化を図る。	健康づくり課
こども家庭センターの設置・運営【再掲】	虐待への予防的対応や個々の家庭に応じた切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図るため、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置・運営する。	子育て支援課 健康づくり課
妊婦のための支援給付交付金の推進【再掲】	妊娠期から出産・子育てまでの相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型の相談支援と、合計10万円相当の経済的支援を一体的に行う。	健康づくり課
予防接種	予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種費用の公費負担及び一部助成を行う。	健康づくり課
栄養・歯科相談	歯科衛生士・管理栄養士・保健師による離乳食や栄養の相談、歯磨きや歯並び・口腔内の相談を月1回開催する。	健康づくり課

市内全小中高生を対象としたいのちの教育の実施	こどもの発達段階に合わせた心身の発達や、性感染症予防などについて学び、いのちの尊さや相手を思いやる心を育む。	健康づくり課
------------------------	--	--------

## 施策② 「健やか親子 21」を通じた普及啓発

事業名	事業概要	担当課
幼児健診時の「健やか親子 21」アンケート調査の実施	幼児健診時に、保護者に対して妊娠・出産・育児に関する現状を調査する「健やか親子 21」アンケートを実施し、状況に応じて指導や助言を行うことで、より健やかな親子関係を育むことができるよう支援する。	健康づくり課

## 施策③ 健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化、母子保健情報のデジタル化

事業名	事業概要	担当課
母子保健情報のデジタル化	母子保健にかかる事業案内や参加申込、アンケート等のデジタル化を推進し、手続きの簡素化や利便性を高める。	健康づくり課
学校健康診断情報の電子化の推進	デジタル社会の実現に向けた重点計画など国のデジタル化の方針や教育データ利活用の方針との整合性を図りながら、学校健康診断情報の電子化を実施している。	教育総務課

## 施策④ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

事業名	事業概要	担当課
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	「難病患者福祉見舞金」により、難病患者の生活を支援することを目的に、見舞金(年 10,000 円)を支給。また、補聴器や義手、車いすなどの補装具費(購入費・修理費)を支給している。(一部自己負担有)	社会福祉課

## 基本施策 7 こどもの貧困対策

<b>方針</b>	各ライフステージにおいて、貧困によってこどもが将来の希望を失うことがないよう、関係機関・団体とも連携しながら環境整備に努めます。
-----------	--

### 施策① 教育の支援

事業名	事業概要	担当課
幼児教育・保育の無償化	令和元年 10 月より、3～5歳の保育所等の利用料の無償化を実施するとともに、0～2歳については住民税非課税世帯を対象として無償化を実施している。引き続き子育て世帯の負担軽減や、すべてのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保する。	子育て支援課
子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の児童・生徒に対し、ボランティア講師による学習支援や進学に関する助言等を行い、学習意欲や学力の向上を図る。	社会福祉課
義務教育段階の就学援助の実施	学校教育法第 19 条の規定に基づく、就学援助の取組について、国の調査結果を踏まえ適切な運用及び就学援助が必要な世帯に活用されるよう推進する。	教育総務課
大学進学の際に住宅扶助を減額しない措置	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、自宅から大学等に通学する子どもの住宅扶助費を減額しない措置を行う。	社会福祉課

### 施策② 生活の安定に資するための支援

事業名	事業概要	担当課
きずな BOX の設置	NPO 法人フードバンク茨城が実施している、食品を必要としている人や施設等に提供する活動のために、誰でも食品を寄付することができる「きずな BOX」を本庁舎に設置している。	社会福祉課
こどもの生活支援の強化	多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促す。また「こども食堂」を実施しようとしている者に対し、必要な情報提供を行う。	子育て支援課

ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	ひとり親家庭が修学や疾病、就業等により生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、貸付金等の必要な情報提供を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定を図る。	子育て支援課
住居確保給付金	就職のために住居を確保する必要がある者に対し、就職活動中に家賃相当額を原則3か月、最大9か月支給。	社会福祉課
就労準備支援事業	生活リズムが崩れている、他者とコミュニケーションを取ることが難しいなどの理由により直ちに一般就労を行うことが困難な者に対し、日常生活自立に関する支援から一般就労に向けた基礎能力・知識の習得まで一貫した支援を実施。	社会福祉課
家計改善支援事業	生活困窮者に対し、家計の状況の把握や家計改善の意欲を高めることを支援。	社会福祉課
一時生活支援事業	住まいに困難を抱える生活困窮者に対し、一時的な衣食住の提供や、地域で安定した生活を送れるよう、一定期間の見守りや生活支援を提供。	社会福祉課
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の児童・生徒に対し、ボランティア講師による学習支援や進学に関する助言等を行い、学習意欲や学力の向上を図る。	社会福祉課

### 施策③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

事業名	事業概要	担当課
生活保護受給者等就労自立促進事業	生活困窮者や生活保護受給者等への就労支援について、ハローワークと福祉事務所等が連携した支援を実施する。	社会福祉課
高等職業訓練促進給付金等事業	就職に有利で、生活の安定に役立つと指定した資格を取得するために、養成機関で6か月以上就学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給する。また、茨城県と連携し自立支援プログラムや自立支援教育訓練給付金の案内も行っている。	子育て支援課

#### 施策④ 経済的支援

事業名	事業概要	担当課
ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭等が、人生の様々な場面において必要となる資金の貸付けを受けることができるよう取り組む。	子育て支援課
義務教育段階の就学援助の実施【再掲】	学校教育法第19条の規定に基づく、就学援助の取組について、国の調査結果を踏まえ適切な運用及び就学援助が必要な世帯に活用されるよう推進する。	教育総務課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の児童の福祉増進のために、対象の子どもが18歳になる年度末まで児童扶養手当を支給する。	子育て支援課

#### 施策⑤ 必要な支援の利用を促す取組

事業名	事業概要	担当課
アウトリーチ支援・宅食事業による見守り体制の強化	児童家庭支援センターと連携し、要保護児童対策地域協議会のケースを対象とした支援を実施している。	子育て支援課
教育相談体制の充実	様々な課題を抱えるこどもに対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー等の配置を促進し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進する。	学校教育課

## 基本施策 8 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

方 針	相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援専門員等関係機関の資質の向上を図ります。
--------	---

### 施策① 障がいの有無にかかわらず安心してともに暮らすことができる地域づくり

事業名	事業概要	担当課
経済的支援と質の高い支援の提供	精神または身体に障がいを有することに対して特別児童扶養手当等を支給する。 令和6年4月からの障がい児の補装具費の所得制限の撤廃について、その円滑な運用を図る。個々の特性や状況に応じた適切かつ質の高い支援の提供が図られるよう、令和6年度からの第3期障害児福祉計画に基づく障がい児支援体制の整備の推進を図るとともに、障がい福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める。	社会福祉課
家族支援の充実、障がいの早期発見・早期支援、関係機関の連携等	障がい児相談支援及び計画相談支援により、適切な支援やサービスの利用につなげるとともに、発達に特性のあることとその家族に対する発達相談などをはじめ、地域における、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携した早期からの切れ目ない発達支援・家族支援の取組を進める。さらに、家族支援の充実や関係機関の連携強化の観点から、障がい福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める。一般就労を希望する障がい児者に対しては、個々の希望や特性を踏まえたきめ細かな就労支援を実施する。	社会福祉課
軽度中等度難聴児補聴器購入支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器等の購入に必要な費用の一部を補助します。	社会福祉課
障がい児のための手当の支給	障がいのある児童、保護者に手当を支給する。 ○障害児福祉手当 ○心身障害児童福祉手当 ○特別児童扶養手当	社会福祉課
ことばの教室	言葉の遅れや言語障がいのある幼児・児童を対象に、課題の改善・克服に必要な技能を身に付ける指導を行う。	子育て支援課 学校教育課

<p>特別支援教育 就学奨励費</p>	<p>保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて、特別支援学級への就学に必要な経費について援助する。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>小児慢性特定疾病児童等 自立支援事業【再掲】</p>	<p>「難病患者福祉見舞金」により、難病患者の生活を支援することを目的に、見舞金(年 10,000 円)を支給。また、補聴器や義手、車いすなどの補装具費(購入費・修理費)を支給している。(一部自己負担有)</p>	<p>社会福祉課</p>

## 基本施策 9 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援

<b>方針</b>	こども家庭センターを中心に、妊娠期から各ステージにおいて切れ目ない支援が行えるよう相談体制を整備していきます。
-----------	---

### 施策① こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進

事業名	事業概要	担当課
こども家庭センターの設置・運営【再掲】	虐待への予防的対応や個々の家庭に応じた切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図るため、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置・運営する。	子育て支援課 健康づくり課
子育て短期支援事業	保護者が疾病その他の理由で一時的に養育が困難になったとき、宿泊または日帰りで児童を預ける。	子育て支援課
家庭児童相談	家庭における児童の健全育成を図る相談及び指導体制の強化を図る。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関・団体により構成する協議会を定期的開催し、ケースの情報交換、早期対応や介入、適切な支援を行う。	子育て支援課
特定妊婦等の支援【再掲】	様々な課題を抱える特定妊婦や出産後の母子等について、医療機関や関係機関と連携して妊娠期から切れ目のない支援を行う。	健康づくり課 子育て支援課

### 施策② 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援

事業名	事業概要	担当課
妊娠期の支援【再掲】	すべての妊婦の不安や悩みに寄り添い、個々の状況に応じて医療機関等と連携し、個別相談や定期的な状況確認など産後の生活を見据えた支援を行う。	健康づくり課

### 施策③ ヤングケアラーへの支援

事業名	事業概要	担当課
ヤングケアラーに対する支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発	ヤングケアラーについての理解を深めるため、必要な広報や啓発活動を行い、ヤングケアラー当事者が相談しやすいように相談窓口の明確化等に努めている。	子育て支援課 学校教育課
こども家庭センターの設置・運営【再掲】	虐待への予防的対応や個々の家庭に応じた切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図るため、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置・運営する。	子育て支援課 健康づくり課
教育相談体制の充実【再掲】	様々な課題を抱えるこどもに対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー等の配置を促進し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進する。	学校教育課

## 基本施策 10 子ども・若者の自殺対策、犯罪等から子ども・若者を守る取組

### 方針

自殺対策について、子どもが出したSOSへのいち早い大人の気づきや受け止め方等について、普及・啓発に努め、早期発見、早期介入のための取組を推進する。防犯対策について、警察等の関係機関と連携し、防犯に関する広報や啓発活動を通して防犯意識の高揚に努め、地域ぐるみの防犯・地域安全活動を推進します。

### 施策① 子ども・若者の自殺対策

事業名	事業概要	担当課
自殺総合対策大綱	自殺対策における【基本施策】として、①地域におけるネットワークの強化②自殺対策を支える人材の育成③市民への啓発と周知④生きることの促進要因への支援⑤児童生徒の SOS の出し方に関する教育を実施する。	健康づくり課
こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発	夏休み期間中に市内小中学校の全教員及び市内中学生を対象にゲートキーパー養成研修会を行う。	健康づくり課
「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進	こどもが自身の心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育」を少なくとも年に1回実施することを周知徹底する等、自殺予防教育の確実な実施を進める。	学校教育課
教育相談体制の充実【再掲】	様々な課題を抱えるこどもに対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー等の配置を促進し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進する。	学校教育課
電話・SNS等を活用した相談体制の整備	法務省の人権擁護機関においては、「こどもの人権110番」、「インターネット人権相談受付窓口(こどもの人権SOS-e メール)」、「こどもの人権SOSミニレター」及び「LINEじんけん相談」などの各種取組を通じ、こどもの人権問題をはじめとした様々な悩みに関する相談に応じており、これらの人権相談窓口の更なる周知と広報を図る。	市民課

<p>子ども・若者の性犯罪・性暴力に係る相談・支援の強化</p>	<p>全国の都道府県等が設置・運営する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891(はやくワンストップ)」について、子ども・若者向けの広報の強化等により、これまで以上に周知徹底を図る。</p>	<p>子育て支援課</p>
----------------------------------	---	---------------

## 施策② 子ども・若者が相談しやすい体制の整備

事業名	事業概要	担当課
<p>電話・SNS等を活用した相談体制の整備【再掲】</p>	<p>法務省の人権擁護機関においては、「子どもの人権110番」、「インターネット人権相談受付窓口(子どもの人権SOS-e メール)」、「子どもの人権SOSミニレター」及び「LINEじんけん相談」などの各種取組を通じ、子どもの人権問題をはじめとした様々な悩みに関する相談に応じており、これらの人権相談窓口の更なる周知と広報を図る。</p>	<p>市民課</p>
<p>教育相談体制の充実【再掲】</p>	<p>様々な課題を抱える子どもに対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー等の配置を促進し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進する。</p>	<p>学校教育課</p>

## 施策③ 有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進

事業名	事業概要	担当課
<p>犯罪被害から子どもを守るための取組の推進</p>	<p>不審者対策の避難訓練や情報モラル等、安全意識を高めるための教育を行い、犯罪被害から子どもを守るための取組を推進する。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>通学路等の交通安全対策・登下校防犯対策の推進</p>	<p>学校、教育委員会、警察、道路管理者等の関係者が連携し、通学路等において、子どもの安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を、ハード・ソフトの両面から推進する。 登下校時における防犯対策に関し、国が運用する「登下校防犯ポータルサイト」を活用し、関係省庁の施策や各地域の取組等の情報を踏まえ、地域の取組を支援する。</p>	<p>教育総務課 学校教育課</p>

非常災害対策	発災後は、早急に被害状況を把握するとともに、こどもの最善の利益を考慮しつつ、被災地のニーズに寄り添いながら円滑に生活の再建や災害復旧等に取り組めるようにする観点から、保育所等の利用者負担減免や避難先における保育の提供、被災したこどもの居場所づくりの支援、被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援などに備えるとともに、児童福祉施設等への施設整備費の補助等を通じて非常災害対策を進める。	子育て支援課
交通安全教育	保育園、認定こども園、小中学校等において、関係機関・団体等と連携し、交通安全教室を実施する。	総務課
防犯ブザーの普及	小学校新入生に防犯ブザーを配布し、小学校児童全員に防犯ブザーを携帯させるとともに、使用方法等についての防犯学習を各小学校で行う。	教育総務課

#### 施策④ 関係団体との連携の推進

事業名	事業概要	担当課
関係機関・団体との連携	学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等と地域の関係機関等の連携を図る。	学校教育課
いじめ対応における警察等関係機関との連携の周知徹底	こどもの命や安全を守ることを最優先にするため、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことから、その旨を教育委員会等に対して周知するとともに、各種研修等の機会を捉えて学校現場への周知徹底を図る。	学校教育課

# 視点 **3** 子育て当事者への支援に関する取組



## 保護者の「困った」を考えます！ 「ベビーファースト運動」活動宣言

アンケート等からみえてきた、色々な困りごと

小児科を増やしてほしい

子育てに関する制度や支援をもっと知りたい

共働き家庭が多い時代なので、育てやすい環境を作してほしい

子育てが不安にならない支援金や制度を充実させて欲しい

子どもが平等に経験ができる環境を整えてほしい



そんな困ったに対応して、高萩市では

## ベビーファースト運動 活動宣言をしています。

★「安心して産み育てられるまち たかはぎ」に向けて、次の5つのアクションを実行します！

- 1 「子どもを産み育てたい」と思う地域を実現するサポート 出産ができる体制の確保 等
- 2 パパ・ママの「どうしよう」に寄り添うためのサポート 相談伴走型支援 等
- 3 パパ・ママを「子育てサービス」で全力サポート 経済的・肉体的・精神的負担の軽減、ICT 活用による妊娠・出産・育児サポート 等
- 4 「本に親しむ」環境のもと、子どもの心の成長をサポート ブックスタートの推進 等
- 5 地域とともに子育てをサポート 関連機関等との連携による育児取得等の理解促進 等

ベビーファースト運動とは、公益社団法人日本青年会議所による子育て世代が子どもを産み育てやすい環境を作り出すことを目指す運動です。



## 基本施策 Ⅱ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

### 方針

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境整備を図ります。

### 施策① 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減

事業名	事業概要	担当課
幼児教育・保育の無償化【再掲】	令和元年 10 月より、3～5歳の保育所等の利用料の無償化を実施するとともに、0～2歳については住民税非課税世帯を対象として無償化を実施している。引き続き子育て世帯の負担軽減や、すべてのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保する。	子育て支援課
義務教育段階の就学援助の実施【再掲】	学校教育法第 19 条の規定に基づく、就学援助の取組について、国の調査結果を踏まえ適切な運用及び就学援助が必要な世帯に活用されるよう推進する。	教育総務課
医療福祉費支給制度（小児マル福）	高校生相当（18 歳到達の年度末）まで医療費を助成する。	市民課
医療福祉費支給制度（妊産婦マル福）	産婦人科等でかかった医療費の一部を助成する。	市民課
医療福祉費支給制度（母子・父子家庭マル福）	母子・父子家庭の親子が、必要な医療を容易に受けられるよう、医療費の一部負担金を県と市が助成する。	市民課
出産育児一時金の給付	国民健康保険加入者が出産したとき、出産育児一時金を支給する。	市民課
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま生まれ、医師が入院養育を必要と認めた乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を助成する。	市民課
自転車用ヘルメット購入費一部補助	自転車を利用する方のヘルメット着用を促進し、交通事故による被害の軽減を図るため、自転車乗車用ヘルメット購入費用の一部（上限 2,000 円）を補助する。	総務課

多子世帯入園・入学祝い金	第3子以降のこどもが、新規で保育園や認定こども園、小学校、中学校に入園入学する際、祝い金(30,000円/人)を支給する。	子育て支援課
第2子以降の児童生徒の給食費助成	同一世帯で小中学校に在籍する児童生徒が2人以上いる場合、市内の小中学校に在籍する第2子の給食費については半額、第3子以降は無償としている。	教育総務課
新入学児入学記念品等の配付	小中学校の入学時に、入学のお祝いとしてランドセル等をプレゼントしている。	教育総務課

## 施策② 児童手当

事業名	事業概要	担当課
児童手当	<p>高校生までの児童を養育する保護者に対し、児童一人につき下記金額を支給する。※令和7年度現在。国の動向により変更有。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳未満(1・2子):15,000円</li> <li>○3歳未満(3子以降):30,000円</li> <li>○3歳～高校生年代(1・2子):10,000円</li> <li>○3歳～高校生年代(3子以降):30,000円</li> </ul>	子育て支援課

## 基本施策 12 地域子育て支援の充実

<b>方針</b>	子育てに関する相談を気軽に行えたり、こどもを安心して預けられるような環境を整えることで、地域で安心して子育てができる環境を作っていきます。
-----------	---

### 施策① 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

事業名	事業概要	担当課
地域子ども・子育て支援事業の推進	子育てについての相談や情報提供を行うほか、教育・保育施設等を円滑に利用することができるよう支援を行う「地域子育て支援拠点事業」や「利用者支援事業」を着実に実施する。そのほか、家庭支援事業を含む子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」を着実に実施する。	子育て支援課
妊婦のための支援給付交付金の推進【再掲】	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と、合計10万円相当の経済的支援を一体的に実施する。	健康づくり課
こども家庭センターの設置・運営【再掲】	虐待への予防的対応や個々の家庭に応じた切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図るため、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置・運営する。	子育て支援課 健康づくり課
体罰等によらない子育てのための広報啓発	体罰等によらない子育てが応援される社会づくりを進めるため、必要な広報その他啓発活動を行う。	子育て支援課
子育て支援サービスの情報提供	子育てに関する諸手続き、各施設等イベントに関する情報について高萩市子育て支援サイト「はぎハピ」にて情報提供を行う。	子育て支援課
市報たかはぎの「子育てインフォメーション」	市報たかはぎにおける必要とする子育てや子育てイベント情報の紹介をより充実したものとする。	子育て支援課
教育相談室「ぱすてる」	こどもの発達に関する相談や関係機関の紹介を専門の相談員が実施する。	子育て支援課

## 施策② 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進

事業名	事業概要	担当課
一時預かり事業の実施	日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備する。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業の実施	乳幼児や小学生等のこどもがいる子育て世帯等を会員として、こどもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を実施する。	子育て支援課

## 施策③ 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

事業名	事業概要	担当課
高萩市訪問型家庭教育支援事業	保護者が悩みや不安を抱えて孤立しないように、また安心して子育てができるように、家庭教育支援チームによる家庭訪問等により子育ての応援を行う。	生涯学習課
子育て講座	「家庭教育学級」や「子育てサポーター」等での各種講座により、家庭の教育力向上を支援する。	生涯学習課 生涯現役推進課

## 施策④ 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

事業名	事業概要	担当課
ひとり親家庭への経済的支援【再掲】	ひとり親家庭等が、人生の様々な場面において、必要となる資金の貸付けを受けることができるよう取り組む。	子育て支援課
ひとり親家庭に対する子育て・生活支援【再掲】	ひとり親家庭が修学や疾病、就業等により生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、貸付金等の必要な情報提供を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定を図る。	子育て支援課

## 施策⑤ 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

事業名	事業概要	担当課
ひとり親支援ポータルサイトの活用・充実	国が作成するひとり親家庭が活用できる支援施策や取組状況、ひとり親家庭への支援団体やひとり親の雇用に理解のある企業等の情報等を分かりやすくまとめた特設サイトを活用し、ひとり親が必要な情報を得られる環境を整備する。	子育て支援課

## 基本施策 13 ワーク・ライフ・バランスの実現、女性が輝く環境づくり

**方針** 家事はみんなで行うものという意識を子どものうちから共有し、家族全員で家事をシェアしながら互いを支えあい、新たなライフスタイルの確立を目指します。

### 施策 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

事業名	事業概要	担当課
女性が輝く家庭づくり事業	今まで家事への参加が少ない男性の参画促進、子どもの頃からの当事者意識の啓発のため、各種講座を開催する。	環境市民協働課



## **第5章**

### **第3期萩っ子・子育て支援事業**

# I 幼児期の教育と保育の提供区域

## (1) 教育・保育提供区域の定義

子ども・子育て支援法において、市町村は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育事業」、実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容、実施時期について定めることとされています。教育・保育提供区域とは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制などを計画する上での単位のことであり、子ども・子育て支援法第61条第2項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定める必要があります。

### ■教育・保育提供区域の設定対象となる事業

子どものための教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
<p><b>施設型給付</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園（0～5歳）</li> <li>・幼稚園（3～5歳）</li> <li>・保育所（0～5歳）</li> </ul> <p><b>地域型保育給付（原則0～2歳）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育</li> <li>・家庭的保育</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1)利用者支援事業</li> <li>(2)地域子育て支援拠点事業</li> <li>(3)妊婦健康診査</li> <li>(4)乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>(5)養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</li> <li>(6)子育て短期支援事業</li> <li>(7)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</li> <li>(8)一時預かり事業</li> <li>(9)延長保育事業</li> <li>(10)病児保育事業（病児・病後児保育事業）</li> <li>(11)放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）</li> <li>(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業</li> </ol>
<p>子育てのための施設等利用給付</p> <p><b>施設等利用費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設型給付を受けない幼稚園</li> <li>・預かり保育事業</li> <li>・認可外保育施設等</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(14)子育て世帯訪問支援事業</li> <li>(15)児童育成支援拠点事業</li> <li>(16)親子関係形成支援事業</li> <li>(17)妊婦等包括相談支援事業</li> <li>(18)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</li> <li>(19)産後ケア事業</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p><b>新たに制度化</b></p> <p>(17)～(19)はR7施行 (14)～(16)は努力義務</p> </div>
<p>現金給付(児童手当法等に基づく児童手当、妊婦のための支援給付等の給付) <b>国・市両主体</b></p>	
<p>仕事・子育て両立支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業主導型保育事業</li> <li>・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業</li> <li>・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>国主体</b></p>

## (2) 高萩市における教育・保育提供区域

提供区域名	区域面積 (km <sup>2</sup> )	就学前児童数	教育・保育施設数 (か所)	小学校 (校)
高萩市	193.55	713	5	4

2024年4月1日現在

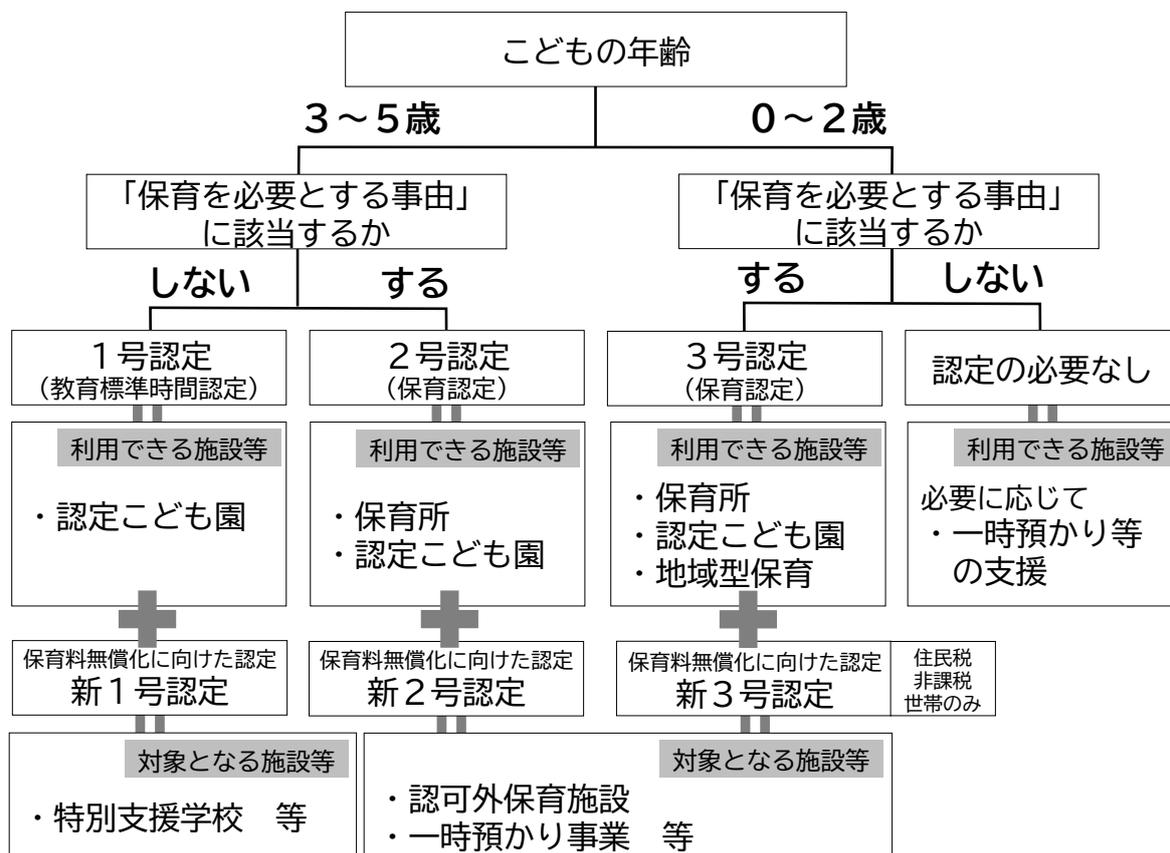
第2期のすべての事業において、教育・保育提供区域を市内全域1区域と設定し、過不足なく推進してきたため、第3期萩っ子・子育て支援事業計画においても教育・保育提供区域を、教育・保育施設の分布状況や地理的条件等により、市内 全域1区域 と設定します。

事業の提供体制は広域性を確保することを基本とし、児童数やニーズ調査結果、施設立地のバランス等を考慮しながら、量の見込みや確保方策の検討を進めるとともに、柔軟性のある需給調整により対応していく考えです。

子育て家庭が、認定こども園や保育所などの教育・保育施設及び事業を利用するにあたり、子ども・子育て支援制度のもと、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

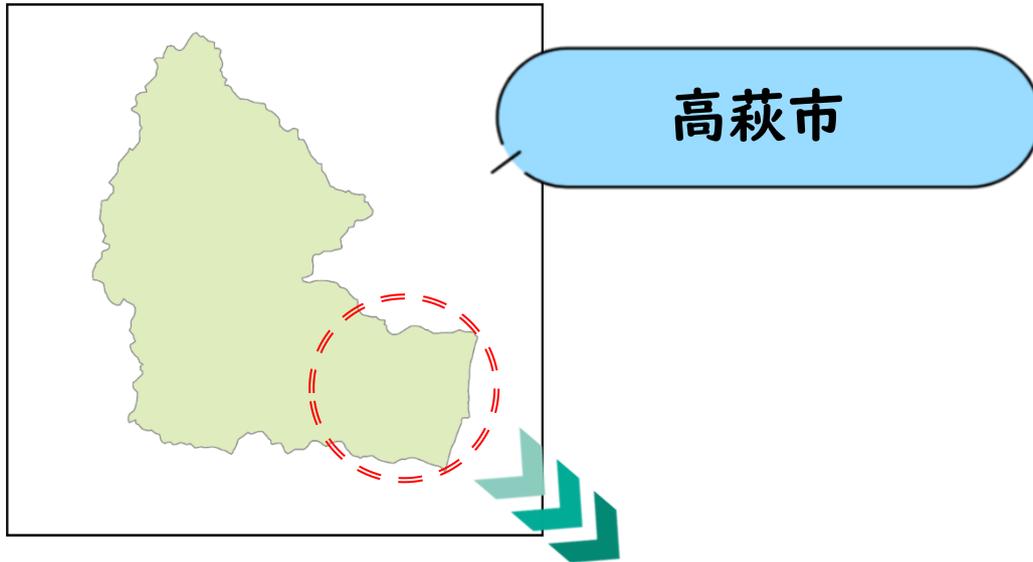
認定には大きく3つの区分があり、子どもの年齢や保育の必要性のほか、保育を必要とする事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案し、認定区分ごとに利用できる施設や事業を決定します。

### ■年齢と認定（利用できる主な施設及び事業）



### (3) 高萩市の教育・保育施設の分布状況

本市における教育・保育施設の分布状況は以下のとおりとなっています。



■ 市内の教育・保育施設の分布状況（令和7年4月現在）



## 2 教育・保育にかかる量の見込み

### (1) 1号認定【3-5歳】

#### 概 要

満3歳以上の就学前児童のうち、教育を受ける子どもの認定区分です。

#### ■第2期の実績

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
児童数(人)(3-5歳)	528	495	468	418	394
実績(人)A	194	169	154	117	103
定員(人)B	390	390	390	390	390
差(B-A)	196	221	236	273	287

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

#### 【量の見込みと確保方策】

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	
児童数(人)	364	347	303	293	283	
うち3歳児	115	109	87	103	99	
うち4歳児	128	112	106	85	100	
うち5歳児	121	126	110	105	84	
見込み(人)A	72	67	62	60	58	
1号認定	うち3歳児	23	22	17	21	20
	うち4歳児	22	23	22	17	21
	うち5歳児	27	22	23	22	17
特定教育・保育施設	72	67	62	60	58	
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
認可外保育施設	0	0	0	0	0	
定員	特定教育・保育施設 B	80	80	80	80	80
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差(B-A)	8	13	18	20	22	

#### 【現状と確保方策】

本市では、令和6年4月1日現在、幼稚園1か所（公立：1）、認定こども園3か所（公立：1、私立：2）の計4か所において、教育及び教育・保育の一体的な提供を図っており、十分な定員を確保しています。1号認定は年々減少が続き、今後もこの傾向は続く見込まれます。令和7年度より幼稚園が閉園となり、認定こども園3か所のみとなりますが、必要な定員は確保できる見込みです。

## (2) 2号認定【3-5歳】

### 概 要

満3歳以上の就学前児童のうち、保護者の就労などにより保育を必要とする子どもの認定区分です。

#### ■第2期の実績

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
児童数(人)	528	495	468	418	394
実績(人) A	297	300	293	283	276
定員(人) B	253	253	253	253	253
差(B-A)	▲ 44	▲ 47	▲ 40	▲ 30	▲ 23

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

#### 【量の見込みと確保方策】

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	
児童数(人)	364	347	303	293	283	
うち3歳児	115	109	87	103	99	
うち4歳児	128	112	106	85	100	
うち5歳児	121	126	110	105	84	
見込み(人) A	247	243	205	197	190	
2号認定	うち3歳児	76	72	57	68	65
	うち4歳児	95	76	72	57	68
	うち5歳児	76	95	76	72	57
特定教育・保育施設	247	243	205	197	190	
認可外保育施設	0	0	0	0	0	
定員	特定教育・保育施設 B	259	259	259	259	259
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差(B-A)	12	16	54	62	69	

#### 【現状と確保方策】

本市では、令和6年4月1日現在、保育所(園)2か所(私立:2)、認定こども園3か所(公立:1、私立:2)の計5か所において、保育及び教育・保育の一体的な提供を図っており、十分な定員を確保しています。

## (3) 3号認定【0-2歳】

## 概 要

0歳から2歳の就学前児童で、保育を必要とする子どもの認定区分です

### ■第2期の実績

#### ①3号認定【0歳】

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
児童数(人)	127	141	111	113	88
3号認定 0歳児A	25	22	14	20	12
定員(人) B	44	44	44	44	44
定員	特定教育・保育施設	44	44	44	44
	特定地域型保育事業	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0
差(B-A)	19	22	30	24	32

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

#### 【量の見込みと確保方策】

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
児童数(人)	85	85	85	85	85
3号認定 0歳児A	25	25	25	25	25
見込み	特定教育・保育施設	25	25	25	25
	特定地域型保育事業	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0
定員	特定教育・保育施設 B	48	48	48	48
	特定地域型保育事業	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0
【現状と確保方策】 差(B-A)	23	23	23	23	23

本市では、令和6年4月1日現在、保育所（園）2か所（私立：2）、認定こども園3か所（公立：1、私立：2）の計5か所において、教育及び教育・保育の一体的な提供を図っており、十分な定員を確保しています。本市の人口推計では、0歳児は年々減少していく見通しです。

### ■第2期の実績

## ②3号認定【1-2歳】

		2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
児童数(人)		304	283	262	253	231
	うち1歳児	149	131	137	113	112
	うち2歳児	155	152	125	140	119
3号認定者	1-2歳A	159	136	137	147	139
定員(人)	B	164	164	164	164	164
定員	特定教育・保育施設	164	164	164	164	164
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差(B-A)		5	28	27	17	25

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

## 【量の見込みと確保方策】

### <1歳>

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
児童数(人)		88	105	101	99	93
	3号認定 1歳児 A	53	64	61	60	56
見込み	特定教育・保育施設	53	64	61	60	56
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
定員	特定教育・保育施設 B	73	73	73	73	73
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差(B-A)		20	9	12	13	17

## 【現状と確保方策】

本市では、令和6年4月1日現在、保育所（園）2か所（私立：2）、認定こども園3か所（公立：1、私立：2）の計5か所において、教育及び教育・保育の一体的な提供を図っており、十分な定員を確保しています。本市の人口推計では、1歳児は年々減少していく見通しです。

< 2 歳 >

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
児童数(人)		113	89	106	102	100
	3号認定 2歳児 A	74	59	70	67	66
見込み	特定教育・保育施設	74	59	70	67	66
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
定員	特定教育・保育施設 B	82	82	82	82	82
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差(B-A)		8	23	12	15	16

【現状と確保方策】

本市では、令和6年4月1日現在、保育所(園)2か所(私立:2)、認定こども園3か所(公立:1、私立:2)の計5か所において、教育及び教育・保育の一体的な提供を図っており、十分な定員を確保しています。本市の人口推計では、2歳児は年々減少していく見通しです。

## 3 教育・保育環境の充実にに向けた取組

### (1) 教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。本市では、令和7年度をもってすべての市内幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行します。

萩っ子の発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育の推進を目指し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携や、認定こども園、保育所（園）と小学校等の連携に努めます。質の高い教育・保育の推進とともに、研修への参加による保育士・保育教諭等の資質の向上、さらには処遇改善等の労働環境の改善などにより、人材確保にも努めていきます。

### (2) 産前・産後休業後及び育児休業後の保育等の利用支援

保護者が保育所（園）等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないように、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、子育て支援課窓口や「萩っ子つどいの広場」などの地域子育て支援センター等を通じて、休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

休業明けの保護者の保育所（園）、認定こども園等の速やかな利用につなげるため、柔軟な受け入れの促進など支援の充実に検討していきます。

### (3) 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業 量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

#### 概 要

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

#### ■ 第2期実績

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
基本型・特定型（か所）	1	1	1	1	1
母子保健型（か所）	1	1	1	1	1

#### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込	基本型（か所）	0	0	0	0	0
	特定型（か所）	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型（か所）	1	1	1	1	1
確保方策	基本型（か所）	0	0	0	0	0
	特定型（か所）	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

第2期では、「基本型・特定型」及び「母子保健型」で実施してきましたが、第3期においては、「こども家庭センター型」で、妊娠期から切れ目のない利用者支援体制の充実を図ります。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### 概要

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所において、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行います。

#### ■第2期実績

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6) 見込み
延べ利用回数(回/年)	8,999	7,373	7,784	10,632	12,700
実施か所数(か所)	5	5	5	5	5

#### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込	延べ利用回数(人回/年)	8,889	8,570	8,889	8,540	8,250
確保方策	か所数(か所)	5	5	5	5	5

高萩市総合福祉センター内に設置している「萩っ子つどいの広場」のほか、市内4か所の保育所（園）の計5か所で事業を実施しており、地域において、子育て中のお母さんが子どもと一緒に立ち寄ることができる場所を提供し、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

第3期においては、引き続き5か所で事業を実施します。施設ごとの状況に違いはあるものの、基本的に定員は設定していないことから、従来と同程度の利用を見込んでおり、必要な事業量の確保を図ります。

### (3) 妊婦健康診査

#### 概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

#### ■第2期実績

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6) 見込み
延べ受診回数(回/年)	1,716	1,268	1,350	1,083	970
実受診者数(人)	143	95	109	88	90

#### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込	延べ受診回数(回/年)	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
	受診者数	90	90	90	90	90
確保 方策	実施場所	各産科医療機関、助産所				
	実施体制	利用者が希望する医療機関・助産所				
	実施時期と検査項目	①妊娠8週頃	基本健診、 血液検査、 子宮頸がん検査、 超音波検査、 HTLV-1抗体検査	⑦妊娠28週頃	基本健診	
		⑧妊娠30週頃		基本健診超音波検査、 クラミジア核酸同定検査		
		②妊娠12週頃	基本健診	⑨妊娠32週頃	基本健診	
		③妊娠16週頃	基本健診	⑩妊娠34週頃	基本健診	
		④妊娠20週頃	基本健診、 超音波検査	⑪妊娠36週頃	基本健診、B群 溶血性レンサ球菌 検査	
		⑤妊娠24週頃	基本健診	⑫妊娠37週頃	基本健診、 超音波検査	
⑥妊娠26週頃	基本健診 血液検査	⑬～⑯ 妊娠38週頃 ～	基本健診			

医療機関（県内・県外）及び助産所において、妊婦健診の機会を提供しています。

確保方策として、定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心、安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的な受診を促していきます。今後も、茨城県医師会、茨城県助産師会との連携のもと、県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、引き続き県外の医療機関等における受診も可能とし、利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### 概 要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

#### ■第2期実績

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6) 見込み
訪問家庭数(家庭/年)	145	122	126	82	80

#### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込	訪問家庭数(家庭/年)	85	85	85	85	85
確保方策	実施体制	健康づくり課保健師、委嘱訪問指導者(助産師)				
	実施機関	高萩市健康づくり課				

市内の乳児(生後4か月まで)のいるすべての家庭に、市の健康づくり課の保健師や助産師(委嘱)等が訪問し、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

第3期においても、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、市の健康づくり課による事業の実施を予定しており、必要な事業量は確保できる見通しです。訪問では、子育てに関する情報提供ならびに乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

## (5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### 概 要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、構成員間の連携強化を図ります

#### ■第2期実績

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6) 見込み
利用者数（人）	8	6	7	7	7

#### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込	利用人数（人）	7	7	7	7	7
確保方策	実施体制	保健師、委嘱訪問指導者（助産師）				
	実施機関	高萩市 健康づくり課				

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、市の保健師や助産師（委嘱）等が対象者の自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

第3期においても引き続き、市の健康づくり課により事業を実施し、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、必要な事業量の確保及び支援を実施していきます。また児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、構成機関対象の専門研修も実施し、養育支援訪問事業担当者との連携を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

## (6) 子育て短期支援事業

### 概 要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

#### ■第2期実績

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6) 見込み
延べ利用者数 (人日)	0	4	1	31	12
利用施設数 (か所)	3	3	3	4	4

#### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の 見込	延べ利用者数 (人日)	29	27	26	25	24
確保 方策	延べ利用者数 (人日)	29	27	26	25	24
	利用施設数 (か所)	4	4	4	4	4

市内の児童福祉施設4か所において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則年間7日程度）預かる事業を実施しています。

引き続き、市内4か所の児童養護施設で事業を実施する体制により、必要な量は確保できる見通しです。幅広く事業を周知するとともに、令和7年度から開始するこども家庭センターとの連携を図りながら、支援が必要な子どもと家庭を早期に把握し、支援に努めます。

## (7) 子育て援助活動支援事業【就学児対象】(ファミリー・サポート・センター事業)

### 概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(協会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。(※ここでは就学児対象分のみ)

### ■第2期実績

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6) 見込み
登録者数(人日)	20	23	28	32	40

### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込	利用者数(人日/年)	15	14	13	12	11
確保方策	利用者数(人日/年)	15	14	13	12	11
	実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

本市では、社会福祉協議会と連携し、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を実施しており、利用会員(受けたい人)、協会員(提供できる人)の登録と利用支援を図っています。

近年の利用状況を踏まえ、第3期においても就学児の利用を想定した対応を図ります。就学児童をもつ利用会員の掘り起しのため本制度の周知を図るとともに、協会員の拡大と安定的な確保に努め、必要な事業量の確保を図ります。

## (8) 一時預かり事業

### ① 認定こども園児対象の一時預かり

#### 概要

かつての幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

#### ■ 第2期実績

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6) 見込み
利用者数（人日/年）	0	0	700	1,084	150
施設数（か所）	4	4	3	2	2

#### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の 見込	延べ利用者数（人日/年）	922	879	799	701	683
	確保 方策					
	延べ利用者数（人日/年）	922	879	799	701	683
	施設数（か所）	1	1	1	1	1

令和6年度現在、幼稚園1か所、認定こども園1か所の計2か所において、預かり保育を実施していますが、幼稚園がすべて閉園となり、令和7年度から認定こども園1か所のみとなります。

在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、保育所（園）の延長保育と同様、基本的に定員を設定しておりませんが、希望どおり実施できていることから、必要な事業量は確保できる見通しです。

## ②保育所（園）その他の場所での一時預かり

（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

### 概要

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間、幼稚園や保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

### ■第2期実績

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6) 見込み
在園児以外の一時預かり 利用者数（人日/年）	655	702	131	168	159
施設数（か所）	5	5	5	5	5
子育て援助活動支援 事業利用者数（人日/年）	41	37	33	27	19
施設数（か所）	1	1	1	1	1
トワイライトステイ 利用者数（人日/年）	-	-	-	-	-
施設数（か所）	-	-	-	-	-

### 【量の見込みと確保方策】

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込 利用者数（人日/年）	120	115	110	106	102
確保方策（人日/年）	156	151	146	142	138
一時預かり事業 利用者数（人日/年）	120	115	110	106	102
施設数（か所）	5	5	5	5	5
子育て援助活動支援 事業利用者数（人日/年）	36	36	36	36	36
施設数（か所）	1	1	1	1	1
トワイライトステイ 利用者数（人日/年）	-	-	-	-	-
施設数（か所）	-	-	-	-	-

令和6年度現在、市内5か所すべての保育施設において、一時預かり事業を実施しています。令和4年度以降、利用は大幅に減少しています。また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、宿泊を伴う預かりや病児・病後児の預かりには対応していませんが、一時的な子どもの預かりは行っています。なお、本市ではトワイライトステイ事業は実施していません。

第3期においては実績を踏まえた事業量を見込んでいます。市内の保育施設において実施する一時預かり事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

については、必要な事業量は確保できる見通しです。なお、今期も本市においては、トワイライトステイ事業を本事業の確保方策としては見込んでいません。

#### 確保方策の類型

- 一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
- 子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
- トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業

## (9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 概要

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

### ■第2期実績

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
利用登録者数(人) A	310	336	354	365	375
小学1～3年生	226	241	253	253	262
小学4～6年生	84	95	101	112	113
定員(人) B	380	380	380	380	380
か所数	8	8	8	8	8
差(B-A)	70	44	26	15	5

### 【量の見込みと確保方策】

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	
量の見込	利用登録者数(人) A	354	324	303	280	260
	小学1～3年生	246	216	204	188	179
	小学4～6年生	108	108	99	92	81
確保方策	定員(人) B	405	405	405	405	405
	か所数	8	8	8	7	7
差(B-A)	51	81	102	125	145	

市内計8か所（公立4か所、民間4か所）において、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。近年、高学年児童の利用が増加傾向にあります。

本事業の役割には、学校や地域と連携を図り、また保護者とも連携して子どもの育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援することがありますので、同程度の伸びであれば既存の8クラブにおいて、第2期からの定員変更（25人増）を行うことで、量の不足は生じないものと考えます。

第3期においても、希望するすべての方が利用できることを目指し、引き続き支援員の確保に努め、特別な支援を要する児童に対する支援員の増員を行うとともに、空き教室の活用等も検討します。

## (10) 延長保育事業（時間外保育事業）

### 概要

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

### ■第2期実績

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6) 見込み
利用者数実人数（人） A	354	281	264	254	245
定員（人） B	237	226	218	207	199
施設数（か所）	5	5	5	5	5
差（B-A）	▲ 117	▲ 55	▲ 46	▲ 47	▲ 46

### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込	実人数（人） A	209	199	187	181	175
	実人数（人） B	209	199	187	181	175
確保方策	施設数（か所）	5	5	5	5	5
差（B-A）		0	0	0	0	0

市内のすべての保育所（園）2か所、認定こども園3か所の計5か所で実施しています。開所時刻については、7時もしくは7時30分から、閉所時刻については19時もしくは20時までの延長保育を実施し、子育て家庭の保育ニーズへの対応を図っています。利用者数は減少傾向で推移しています。

第3期においても、引き続き市内5か所で実施します。利用実績を踏まえ、計画期間においては利用に応じた事業量を見込んでおり、事業の性質上、定員の設定などはないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。

## (11) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

### 概要

児童が保育中に体調不良になった場合等において、保護者へ体調を報告後にお迎えに来るまでの間、保育所（園）等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います（体調不良児対応型）。

### ■第2期実績

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6) 見込み
利用者数（人日/年） A	124	157	685	1,495	1,200
定員（人日/年） B	541	517	497	472	455
病児保育事業	541	517	497	472	455
実施か所数（か所）	2	2	3	3	3
子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0
実施か所数（か所）	0	0	0	0	0
差（B-A）	417	360	▲ 188	▲ 1,023	▲ 745

### 【量の見込みと確保方策】

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込					
利用人数（人日/年）	1,278	1,224	1,161	1,119	1,081
確保方策					
病児保育事業	1,278	1,224	1,161	1,119	1,081
実施か所数（か所）	3	3	3	3	3
子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0
実施か所数（か所）	0	0	0	0	0

本市では、私立の認定こども園2か所、公立の認定こども園1か所で病児保育（体調不良児対応型）を実施しています。利用者数については、毎年度、一定数の事業量を見込んでいますが、感染症等の流行状況により更なる利用があった場合においても、市内3か所の提供体制により必要な事業量は十分に確保できる見通しです。なお、本市では、子育て援助活動支援事業を、病児を保育する事業の確保方策としては位置づけておりません。

#### 確保方策の類型

- 病児保育事業（病児対応型）：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業
- 病児保育事業（病後児対応型）：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業
- 病児保育事業（体調不良児対応型）：児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者の迎えまでの間、当該保育所で一時的に保育する事業
- 病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 概要

---

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

#### 【量の見込みと確保方策】

第3期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中は国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 概要

---

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営の促進を図る事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

第3期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中は国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

## (14) 子育て世帯訪問支援事業（新設）

（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律 第66号））

### 概要

子育て世帯訪問支援事業とは、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込	利用人数延べ（人日/年）	93	88	84	80	77
確保方策	利用人数延べ（人日/年）	100	100	90	90	90

児童の年齢や家庭の状況に合わせて、訪問支援員の確保や事業者等との連携により、支援が必要な利用者に対して、的確な支援を行えるよう体制作りに努めていきます。

## (15) 児童育成支援拠点事業（新設）

（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律 第66号））

### 概要

児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込	実人数（人）	3	3	3	3	3
確保方策	実人数（人）	3	3	3	3	3

支援が必要な子どもに対しては、支援を行えるよう体制作りに努めていきます。また、支援が必要な家庭の把握のため、関係施設等との連携が図られる体制作りに努めていきます。

## (16) 親子関係形成支援事業（新設）

（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号））

### 概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込	実人数（人）	2	2	2	2	2
確保方策	実人数（人）	2	2	2	2	2

児童相談所及び児童家庭支援センターとの協働により親子関係再構築支援を行うため、支援体制を整え、相談支援機関（こども家庭センター等）との連携を図っていきます。

また、申請が困難な家庭になるべく支援が届くような取組を行っていきます。

## (17) 妊婦等包括相談支援事業（新設）

（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号））

### 概要

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込	面談実施見込回数	170	170	170	170	170
	妊娠届出数	90	90	90	90	90
	1組当たり面談回数	2	2	2	2	2
確保方策	妊婦等包括相談支援事業	170	170	170	170	170
	実施体制	こども家庭センター				

こども家庭センターの設置により、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげていきます。

## (18) 乳児等通園支援事業（新設）

（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号））

### 概要

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込	0歳児（人/月）	4	4	4	4	4
	1歳児（人/月）	2	3	3	3	3
	2歳児（人/月）	3	2	3	2	2
確保方策	0歳児（人/月）	4	4	4	4	4
	1歳児（人/月）	2	3	3	3	3
	2歳児（人/月）	3	2	3	2	2

定員どおりの受け入れを行えるよう、実施する園の体制整備とともに、人材確保のための取組を進めていきます。

## (19) 産後ケア事業（新設）

（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号））

### 概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整える事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込	利用者（人日/年）	10	10	10	10	10
確保方策	利用者（人日/年）	10	10	10	10	10

妊娠期から切れ目のない支援として、母親への身体的ケアや心理的ケアなど、こども家庭センターやその他の関係機関と連携を図り、母子とその家族に対する支援を一体的に実施していきます。



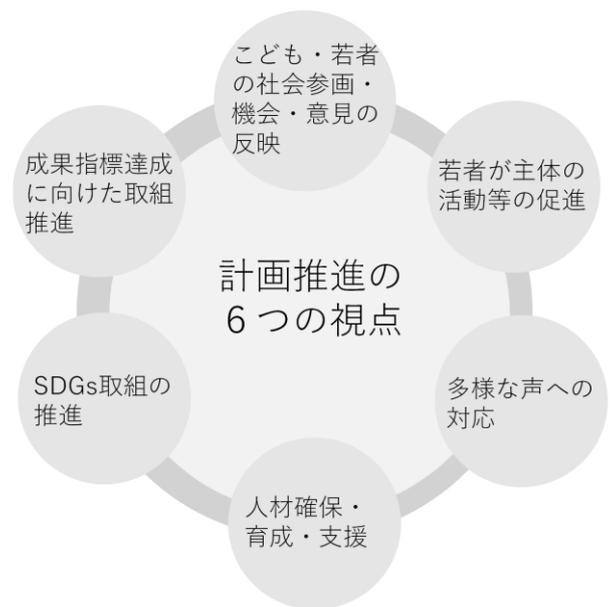
## 第6章

### 計画の推進

## 1 計画の推進体制

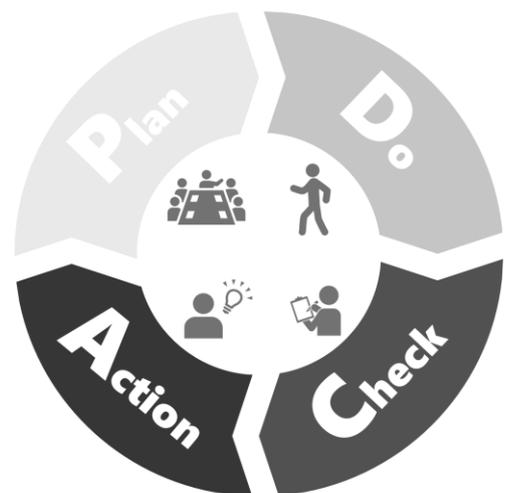
本計画を推進するにあたり、こどもまんなか社会の実現に向けて、庁内関係各課、教育・福祉・保健医療の関係者等との連携を図りながら、結婚・出産から子育て世代を含む若者まで、計画に掲げた事業・施策の総合的な実施を図ります。さらにこども・若者・子育てにやさしい社会を創っていくため、市全体で6つの視点をもって意識の改革を図っていきます。

すべての市民が、子育ての最も大きな責任は父母をはじめ保護者が有することを前提としながらも、すべてのこどもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、こどもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。



## 2 計画の進捗管理

計画期間中は、子育て支援課が事務局となり、「高萩市萩っ子・子育て会議」をはじめ、関係各課、市民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。なお、庁内の推進体制として、各施策・事業の現場担当者等で構成する部門横断的な進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、計画の中で設定した成果指標をはじめ、進行管理事業等の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。



## 3 計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業を計画的に実施するとともに、市民や職域などそれぞれが協働し、地域一丸となってこどもまんなか社会の実現を目指すものです。本計画が市民に開かれたものとなり、こども・若者・子育てにやさしい社会づくりの趣旨が広く理解を得られるよう、本計画の内容については、市のホームページ、広報紙等を通じて速やかな周知を図ります。

## 4 SDGsの推進

「SDGs（持続可能な開発目標）」は平成27年（2015年）に国連サミットで採択されました。これは、“誰一人取り残さない社会の実現”を目指し、持続可能な世界を実現するための17の目標を定めたものです。多様な目標の追求は、本市を取り巻く社会的背景や課題の解決に貢献し、持続可能なまちづくりに資するものであるため、本計画における施策の推進にあたって、SDGsの理念を念頭に置いて取り組んでいきます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





# 資料編

## 計画の策定経過

年月日	事項	内容
令和6年 5月27日～ 6月14日	アンケート調査	<p>未就学児保護者 回収率 52.6%</p> <p>小中学生保護者 回収率 62.6% (小学5・6年生及び中学2年生)</p> <p>小学生 回収率 96.8% (5・6年生)</p> <p>中学生 回収率 88.9% (2年生)</p> <p>若者 回収率 35.8% (17歳の年代)</p>
令和6年 7月3日	第1回高萩市 萩っ子・子育て会議	<p>(1) 高萩市立幼稚園の再編について</p> <p>(2) 第2期萩っ子・子育て支援事業計画の 進捗状況について</p> <p>(3) 高萩市こども計画について</p>
令和6年 9月30日	第2回高萩市 萩っ子・子育て会議	<p>(1) アンケート調査結果の報告について</p> <p>(2) 第2期萩っ子・子育て支援事業計画の評価・ 点検結果の報告について</p> <p>(3) 目標事業量の検討について</p> <p>(4) 高萩市の現況について</p> <p>(5) 骨子案の検討について</p>
令和6年 11月20日	第3回高萩市 萩っ子・子育て会議	<p>(1) 骨子案の検討について</p> <p>(2) 「施策の展開」の検討について</p>
令和7年 1月22日	第4回高萩市 萩っ子・子育て会議	<p>(1) 第1章から第3章までの内容確認</p> <p>(2) 第4章「施策の展開」の検討</p> <p>(3) 第5章「第3期萩っ子・子育て支援事業計画」 の検討</p>
令和7年 2月20日～ 3月7日	パブリックコメント	提出意見数：0件

# 高萩市萩っ子・子育て会議条例

平成25年7月1日条例第21号

## 改正

平成27年3月31日条例第8号

令和5年3月29日条例第4号

### 高萩市萩っ子・子育て会議条例

#### (設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、高萩市萩っ子・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

**第2条** 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

#### (組織)

**第3条** 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども関係団体に属する者
- (5) 教育関係者
- (6) 保育関係者
- (7) 市議会の議員
- (8) 学識経験者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

#### (任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

#### (会長及び副会長)

**第5条** 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議において、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(高萩市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 高萩市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高萩市条例第14号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成27年条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 高萩市萩っ子・子育て会議委員名簿

任期：令和5年8月1日～令和7年7月31日

(敬称略・順不同)

選出区分	氏名	所属・役職等
子どもの保護者	小林 まなみ	
	徳永 彩香	
事業主を代表する者	根本 隆広	根本電工株式会社 社長
労働者を代表する者	松田 新治	高萩市勤労者協議会 会長 令和5年8月1日～令和6年11月30日
	指田 到	高萩市勤労者協議会 会長 令和6年12月1日～令和7年7月31日
子ども関係団体に属する者	堀田 キミ子	高萩市子ども会育成連合会 会長
教育関係者	岡部 晃美	高萩市幼稚園教育研究会 会長 (たかはぎ認定こども園 園長)
	大谷 勝一	高萩市学校長会 会長 (高萩市立高萩中学校 校長)
	石坂 恵理香	社会福祉法人愛孝会 松ヶ丘認定こども園 園長
保育関係者	秋山 順弘	社会福祉法人聖徳福社会 理事長
市議会議員	大森 要二	高萩市議会 文教厚生委員会委員長
学識経験者	飛田 隆	茨城キリスト教大学文学部 児童教育学科 教授
市長が必要と認めた者	小森 裕之	高萩市 健康福祉部長



# 高萩市こども計画

【令和7年度～令和11年度】

令和7年3月

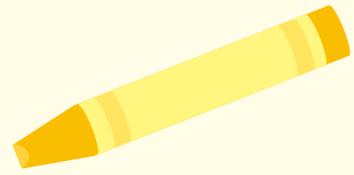
---

発行 高萩市

編集 高萩市健康福祉部子育て支援課

〒318-8511 茨城県高萩市本町1-100-1

TEL：0293-23-2129 FAX：0293-23-5151



茨城県高萩市

